

議 錄 第 四 号

無理がまかり通つて道理が引つ込むような悪い税制は直ちに改善されなければなりません。当面、全野党とすべての勤労者の要求する一兆円減

税の実施を強く要求するとともに、所得税の物価調整を政府、財政当局の恣意的裁量にゆだねるのではなく、法律による制度として確立すべきであります。これが本法律案を提案する第一の理由であります。

第二の理由は、本法案と同様の所得税の物価調整制度はいまや世界の常識となっていることとあります。現在物価調整措置を制度として導入している国は、先進国、発展途上国を問わず、国際的に幅広く広がっており、制度的には完全自動調整措置、部分的自動調整措置、準自動調整措置などに分類されますが、私たちが調査しただけでも、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ベルギー、フランス、オランダ、イスラエル、ルクセンブルグ、ブラジル、チリ、デンマーク、アイスランドのほかスイスの五つの州、アメリカの六つの州の合計十七カ国で制度として導入されており、アメリカのレーガン政権も近く導入することを公約しております。この問題についてOECDの報告書にも見られるように、これは税の公平のために欠かせない課題として幅広い国際的認識となっており、これを拒否するならば日本は世界の非常識となるであります。

この法案を提案した第三の理由は、所得税の物価調整制度は、本来的に減税の要求でなく取られ過ぎの是正であり、不公平は正の立場からの権利の問題として制度化されなければならないということとあります。

物価上昇に伴って名目賃金は上昇するが実賃金は赤字が横ばいという状況の中で、名目賃金を基準とし、高い累進税率によって所得税が急激に増大する税制改正なき大増税をチェックすることはきわめて当然のことと言わなければなりません。

第四の理由は、この制度は活力ある日本経済の発展のために、また景気、雇用対策の面で重要な役割を持つこととあります。現在の景気の落ち込みは内需の不振、消費不況の性格が強いこ

とが指摘されております。その原因として各界から指摘されているように、勤労者世帯の可処分所得の低下は所得税の物価調整なしに事実上の増税によるものであります。経済政策、景気対策の観点として所得税の物価調整措置の導入は勤労者の可処分所得の増大、個人消費の拡大はきわめて重要であると言わなければなりません。

次に本法案の概要について御説明申し上げます。まず第一に、この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に応じた所得控除の額等の改定を行う制度を確立し、もって所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とするものであります。

第二に、改定の措置についてであります。所得控除の額等を改定する措置は、総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という）が昭和五十五年（本法による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年。以下「基準年」という）の物価指数の百分の百五を超えるに至った場合において、その年分以後の所得税につき、当該物価指数の上昇に応じて行うこととしたしております。

第三には、改定の対象とする所得控除の額等についてであります。それは、まず給与所得控除額に係る金額、次に、障害者控除の額、老年者控除、寡婦（夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額（同居老親等に係る加算額を含む）及び基礎控除の額、さらに税率の適用所得区分の金額といたしております。

第四には、改定の方法についてであります。それは、改定対象となる金額にその年の前年における物価指数の基準年の物価指数に対する割合を乗ずること等により行うものとしたしております。

第五には、所得税法別表の改定であります。すなわち、所得控除等の改定が行われる場合に

は、所得税法別表第二、別表第四から別表第七まで、別表第七の付表及び別表第八についてもそれぞれ必要な改定を行うものとしたしております。

第六には、政府の議決についてであります。すなわち、改定の措置を講ずる場合においてはその年分以後の所得税について、それを行うための所得税法及び租税特別措置法の改正に関する法律案を国会に提出することを政府に義務づけることとしたしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年分以後の所得税について適用するものであります。

以上が、本法律案の提案の理由と概要であります。御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○森委員長 次に、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺国務大臣 ただいま議題となりました国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず初めに、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

現在、国税収納金整理資金においては、国税収納金等を受け入れ、過剰納金の還付金等を支払い、この国税収納金等の額から還付金等の額を控除した額を一般会計または特別会計の歳入に組み入れることとしております。

他方、還付金等と合わせて国が支払うべき還付加算金につきましては、歳出予算に計上し、これを国税収納金整理資金に繰り入れて、その範囲内で支払うこととされております。還付加算金につきましては、このように還付金等とその取り扱いを異にしているため、最近における還付の件数の増加等に伴い、還付事務の円滑な処理を図る上で、支障となっている状況にあります。

こうした状況にかんがみ、還付加算金の支払いの迅速化による納税者の利便の増進と、還付事務処理の簡素合理化を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、国税の還付加算金の支払いを還付金等の支払いと同様、直接、国税収納金整理資金から行うこととしたしております。

第二に、大蔵大臣の行う資金の支払い計画の示達に関する事務は、現在、国税庁長官のみに委任できることとされておりますが、これを国税局長等所属の職員に委任することができることとしたしております。

なお、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行することを予定しております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢の推移及び現下の厳しい財政事情に顧み、法人税制の整備合理化を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

第一に、法人税の延納制度について縮減の措置を講ずることとしたしております。

第二に、適格退職年金契約の範囲に、全国共済農業協同組合連合会が締結する生命共済契約を加えることとしたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢の推移及び現下の厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化、交際費課税の強化を行う一方、長期安定的な土地・住宅税制を確立するとともに、土地供給及び住宅建設を促進する等の見地から、土地・住宅税制について所要の措置を講ずる等の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

すなわち、第一は、既存の租税特別措置の整理合理化であります。

まず、企業関係の租税特別措置につきましては、適用期限の到来するものを中心に見直しを行い、利用状況が悪く政策効果の期待できないものを重点に四項目を廃止するほか、価格変動準備金制度について、価格変動の著しい物品以外の物品を対象から除外する等、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うこととしたしております。

また、登録免許税の税率軽減措置につきましても所要の整理合理化を行うこととしたしております。

第二は、交際費課税の強化であります。

すなわち、交際費課税制度につきましては、今後三年間の措置として、中小規模の企業に対する定額控除を残した上、交際費の全額を損金不算入とし、課税の強化を図ることとしたしております。

第三は、土地・住宅税制の改正であります。

土地・住宅税制につきましては、土地譲渡所得の長期・短期の区分を譲渡のあった年の一月一日において所有期間が十年を超えるかどうかによることとし、長期譲渡所得については、特別控除後

の譲渡益四千万円超の部分を二分の一総合課税とするほか、所有期間十年超の居住用財産の買いかえについて、三千万円特別控除との選択による買いかえの特例制度を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

第四は、福祉対策等に資するための措置であります。

すなわち、同居の特別障害者については、現行の特別障害者控除、扶養控除等のほか、五百万円の特別控除を認めることとするともに、勤労者財産形成貯蓄の利子等の非課税制度について、年金形式で支払いを受ける一定の勤労者財産形成貯蓄の利子等については、退職後も引き続き非課税とする措置を講ずることとしたしております。

第五に、国際科学技術博覧会出展準備金制度を創設するとともに、適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長するほか、所要の改正を行うこととしたしております。

以上、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○森委員長 これにて各案の提案理由の説明は終りました。

○森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○戸田委員 経済企画庁から来ていると思いが、最初に、経済見通しについて若干質問してまいりたいと思っております。

五十六年度、一定の経済見通しをやって予算編成したわけですが、その後何回か修正をす

るような状況に相なった、こういう状況なんです。いま経企庁で経済見通しを立てる上でどういう方法をとっているのですか。その方法についてひとつ述べていただきたい。

○大竹政府委員 見通しの方法でございますが、ごく概略を申し上げますれば、その時点におきまして判明しております総体的な、いわばマクロ的な経済の状況、それからミクロの面でのさまざまな経済指標をもとにいたしまして、一つはある程度の関数式も用いまして、同時に、業界等からのヒヤリングなども織り込みまして作成をいたします。

ただその場合に、単に現在の趨勢をそのまま延長するというのではなくて、政府の経済見通しでございまして、経済としての望ましい姿を想定するということや、政策的な努力を織り込んで作成する次第でございます。

○戸田委員 端的に言いますと、二つの方法があると言われているのです。

一つは近代経済学の計量モデルによる方程式群を利用するもの、これが一つ。もう一つは、過去の好況などの局面比較を念頭に置きつつ、これまでの趨勢、主要項目の相関分析あるいは弾性値分析、こういったもので分析をする、こういう方法をとって今日の経済見通しをやってきた、こういうことなんです。これはどちらにウェイトを置いてやっているのですか、いまの二つの方法。

○大竹政府委員 御指摘のように、一部計量的なモデルを使用する面はございます。それと同時に、モデルだけではなくて、ただいま申し上げましたような聞き取り調査であるとか政策的な目標の設定といったような政策的な配慮というものが当然入るわけでございます。それから、いろいろ経済的な所与の間の相関的な関係といったようなものも、もちろんチェックをするための材料として使うことは御指摘のとおりでございます。

○戸田委員 現在の状況ですけれども、五十六年度を土台にいたしましていろいろ検討してみたのですが、確かに経済見通しはなかなか困

難な問題があると思うんですね。確かにあると思うのです。しかし、やはりよりの確な判断を指示していかなければいけないのだらうと思うのです。

現在、五十六年度の経済見通し、あなた方がやったその結果を私若干指摘をしておきたいと思うのですが、個人消費は依然として低迷を続けておりまして、それが非常に景気にブレーキをかけておる、こういう状況だと思っております。勤労世帯での収入から税金、社会保険料など非消費支出を除いた実質可処分所得がマイナスになっている。まあ月によって若干違いますがね。したがって勤労者の皆さんは、いま五十六年度春闘で勝ち取った賃上げ率が大体七・七％平均ですが、これは実質可処分所得を見るとマイナスになっている。それから住宅建設、こういうものについても大変な不振につながっている。中小企業の設備投資も余り芳しくない。したがって政府は、二回にわたって各般の見通しを修正いたしましたね。

五十六年の十二月四日発表の七月・九月期の国民所得統計速報によりまして、同期の経済成長率は季節調整済みで前期比でまいりますと名目で一・二％、実質〇・六％。これをさらに年率換算をいたしますと実質で二・四％。これは四月・六月期の四・八％を大きく下回った、こういう状況ですね。

さらに五十六年の十月二日、経済対策閣僚会議を開きまして、当面の経済運営と経済見通し暫定試算をそこでやったわけですが、これを見ましても、五十六年度の実質成長四・七％、こういうことで下方修正をやっております。GNP基準年次は大体四十五年が従前基準年次だったけれども、これを五十年に置きかえた、だから実質的には余り変わりはないよということをおなたの方では言っているのですが、それにしても実質成長からはるかに引き下がっている、こういう状況だと思っております。ですから、当初の五十六年度の成長率五・三％、この内訳は内需四％、外需一・三％、こういうことで内需依存型でやってきたわけ

でありますが、暫定試算では四・七%、内需が二・五%の外需が二・二%、四・七%、いわゆる外需内需の均衡型にならざるを得なかった、こういう状況だと思ふんですね。

このように、予算編成当初に策定をした経済見通しは、その後何回か重要な閣僚会議その他で修正をせざるを得ない。確かに経済は生き物ですからむずかしい点はあると思うのですが、しかしもう一度やっているんですよ、後で質疑しますが、こういう狂いが生ずるといふのはどういふところから来ているんでしょうね。これをちょっと教えてください。

○大竹政府委員 経済見通しを作成した時点から何か月かたちますと、やはり私も見通しの前提として想定をいたしました経済の動向につきましてもかなりの変化が生ずるといふことが間々あるわけでございます。五十六年度の見通しにつきましてもそういう変化が幾つかございましたが、国外では国際経済関係の状況が第一点でございまして、国内経済の面では、そうした海外経済の影響を受けまして、在庫調整のおくれ等が原因となつて当初の見通しを下回る実績見通しという形になつておるわけでございます。

○戸田委員 大体これから最終大詰めに来ているわけでありまして、十二月二十一日の閣僚会議で五十六年度実績見込みについて、名目七%、実質四・一%、これは十月の試算よりもさらにダウンしているでしょう。さらにこういうものを数字的に実現をしていくということになりますと、十月・十一月、そして五十七年の一月・三月、こういうものを通して年率六%ないし七%成長が必要だということになってくると思うのですが、そうでないと税収の減収その他に對しても大変な狂いが生じてくる、こう思うのでありますが、この辺はどうお考えですか。

○大竹政府委員 非常に機械的な計算をいたしますと、上期の実績がございまして年度がございまして、下期の成長率は幾らという計算はできるわけでございます。

ただ、税収との関係につきましては、私も承知しております限りにおきましては、この成長率そのものと税収とが非常に直接的な関係で計算をされておるということじゃないというふうに向つておるわけでございます。本年度の税収と本年度の経済の成長率、たとえ四・一といったようなものが非常に一義的な関係で結びついておるというのではないということでございます。その点の議論は別といたしまして、本年度の下期でございますが、一つは、国内経済の面におきまして在庫調整が大体七月から九月にかけて完了したということがございまして、その結果が統計の面では生産指数の増加となつてあらわれておるわけでございます。その関係で申しますれば、所定外給与の伸びといった面でも、所得面でも増加が期待をされる。一方、物価も非常に落ちついておるといふ状況でございます。そうした経済全体の姿から申しまして、下期にかけてかなり力強い回復の姿になつてくるものと想定をしておるわけでございます。

○戸田委員 民間の比較でいきましても、民間の各調査機関がいっぱいあるわけですが、たとえば三菱総研、これは実質成長大体三・二%と見ていますね。それから野村、朝日生命、これは三・四%、第一勧銀、山一証券三・三%、このように見えていますね。ことに經常収支については当初政府の見通しは六十億ドル、一・三兆円の赤字、こういうことだったんですね。ところが五十六年の十月、暫定試算で七十億ドル、一・六兆円の赤字でしよう。最近では百億ドル、約二兆円を超す、こういう状況になつておるんですね。こういうものが、やはり結果的には、海外先進資本主義国家との間に貿易摩擦その他が発生しているという結果になつてきているものだと思いますが、余りにも数字の乖離が大きいと思うのです。こういう点はどうか考えていますか。

○大竹政府委員 数字の乖離が大き過ぎるという御指摘でございますが、特に經常収支の数字をお挙げになつての御質問かと思ひますが、確かに当

初の見通しでは、五十六年度の經常収支は六十億ドルのマイナスという数字を想定したわけでございますけれども、その後の状況は、日本の輸出が非常に伸びる、一方輸入が停滞するという状況が起つて、かなりの黒字になるという見通しに現在なつておるわけでございます。

この理由は、まず第一には、為替レートが非常に急激な勢いで、しかも大幅に円安に転じたというところでございまして、これは申すまでもなく米国の高金利による全面的なドル高の反映でございまして、そのことが非常に大きく影響したということでございます。そのことをあらかじめ想定できなかったのはけしからぬではないかという御指摘もあろうかと思ひますが、やはり現在の世界の情勢あるいは日本経済のよつて立つております市場経済、自由主義的な経済の動きというものは、まあやむを得ない状況でございまして、もちろん、そのまま放置をしていいわけではございせんので、そのときに応じて弾力的に政策運営を進めてまいつておるわけでございまして、お話にもございましたように、昨年の三月あるいは十月というように、そのときに必要に對策を講じてきておるわけでございまして、

○戸田委員 そこで五十七年度の経済見通しですが、これは五十六年の十二月二十一日閣議了解、これでございますと、国民総生産が、名目で八・四%、五十六年度は七%ですね。それから民間最終消費支出が、五十七年度八・六%、五十六年度は六・四%。国民総生産の実質は、五十六年度が四・一%、五十七年度が五・二%。民間最終消費支出の実質は、五十六年度が一・八%、五十七年度が三・九%。それから民間住宅は、五十六年度の二・四%が五十七年度は一・四・三%、実質で五十六年度は〇・九%、五十七年度見通しが一・〇・四%。民間の企業設備投資は、五十六年度が四・九%、五十七年度一〇・五%、実質が五十六年度二・四%、五十七年度が七・七%等々で、ずっと見通しが一応立てられている。これはこのとおりま

いりましようかね。どうですか、自信のほどは。○大竹政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもの現在の経済に對します認識といたしましては、まず国内経済では在庫調整が完了してある。もちろん素材産業の一部等には構造的な問題のある部門があることも事実でございますが、全体として在庫調整が完了しておるということでございます。

それから、その他の各需要項目で見ましても、民間消費につきましては、物価の安定、それから経済全体の回復基調によりまして、雇用の増え、所得の伸びといったようなものを反映して消費支出の増加の高まりが想定されるわけでございまして、民間住宅につきましても、御承知のような税制面あるいは財投の面でのさまざまな施策を講じておるわけでございまして、あるいは民間の設備投資につきましても、これは大企業中心でございまして、かなり強い投資意欲というものがあつて、という調査がいふございまして、

そういうことから、国内的に経済を見ました場合には、国内民間需要を中心とした景気の回復という局面にある。現在その回復テンポが弱いといふことは、まだ数字の面ではそういう面があるかと思ひますが、これがさらに今後は強まってくるであろうという想定でございまして、

一方、海外の方でございまして、実は五十六年度の経済見通しをつくりました時点では、OECDの発表しております経済見通しにおきましても、一九八一年、昨年は後半から世界景気特に先進国の景気がかなり急速に立ち直るという想定をしておりまして、これが一つかなり違つたところがございます。景気回復がおくれおるという状況が現状でございまして、

ただ、この点につきましても将来の見通しはどうかということになりますと、昨年の十二月に発表いたしましたOECDの経済見通しによりまして、一九八二年でございまして、今年は下期からかなり景気回復のテンポが早まってくるという想定でございまして、事実、西欧諸国でも一部の

国におきましては景気回復の兆しがある、あるいはアメリカ経済におきましても下期から景気回復というような状況になつておる。

それから、これも重要な点でございますが、国際的な物価の安定というものが非常にきつておりました。御承知のように、石油価格が非常に安定しておりますし、農産物価格も安定しております。世界の主要原材料も非常に安定した動きを示しておるというふうなことから申しまして、物価安定のもとで世界経済が安定的な回復基調に入るといふことが海外の環境としてあるということでございます。

こうした国内の要因、それから海外の要因を考へ合わせますと、五十七年度の政府の見通しというものは私どもの想定で考えております線に行けるのではないかと申して考えております。

○戸田委員 答弁を聞いておりますと非常に樂觀的ですが、私は決してそう思わないのです。五十七年度予算編成に当たつて政府の基本的態度は内需中心でしょう。そこで問題になるのは、いろいろありましようが、一つは国民の消費動向はどうか、あるいは公共事業の進展はどうか、あるいは民間の設備投資はどうだ、なかならず住宅等の問題について、これは前年比で一〇・四％増になつてゐるのです。個人消費は三・九％増。住宅件数について、これは数年前は大体百五十万戸建設を考へておつたけれども、五十五年度は百二十一万戸、五十六年度は百十五万戸、ずっと減つてきてゐる。五十七年度は逆に百三十万戸に回復希望、こういうことではじいておられますね。これはそのとおりいきますか、住宅一つとらえても。

○大竹政府委員 確かに住宅投資が昨年かなり停滞しておるというところは、そういう数字になつておるわけでございます。ただ住宅につきましても、潜在的には非常に需要が強いということは御承知のとおりでございます。それを顕在化させるための政策的な努力というものがありますれば、これは実現ができるというふうに考えておるわけでございます。

その政策的な努力につきましても、細かいことは省略させていただきますけれども、一つは住宅の供給面でございます。これは、主として土地の供給といったような点が一つの問題になつておるわけでございます。土地を安定させることも住宅の供給をふやすという政策が必要である。そういう観点から、税制の面におきましても農地の宅地並み課税あるいは住宅の譲渡所得の課税の改正といったような措置がとられておるわけでございます。

一方、やはり住宅を取得する能力を高めていかなければならないということがございます。この面につきましても、御承知のように住宅金融公庫の融資戸数を増加させるというふうな措置をとる、あるいは金利につきましてもいろいろな配慮をする、あるいは財形貯蓄による融資を拡充するというようなことを講じておるわけでございます。こうした効果を少し前倒しでやるといふことで、ここの一月の募集から一部こうした措置を織り込んでおります。その結果もございまして、最近までの住宅金融公庫の募集の受け付け状況は非常に出足がよろしうございます。昨年の一月に比しましてもかなり数字はよくなつておる。昨年の夏とか秋の募集戸数の伸びよりも、かなり上回つておるという状況でございます。最近にかなり応募状況が力強いというふうな点もございまして。

一例でございますけれども、そうしたようなことから考えますと、住宅につきましても、政策努力とそれから物価の安定、所得の向上という面が相まちなつて、おおむね政府の見通し程度の数字に達するものと考へておるわけでございます。

○戸田委員 時間がありませんので、問題を多く持つてゐるものだから、ひとつ要領よく簡単に答弁してください。

いろいろいま述べられましたけれども、私はとてもいまの答弁のようなぐあいにはいかぬじゃないか、こう思うのです。

一つだけ、住宅金融公庫の關係で話をしておき

ますと、大蔵省は今回、確かに予算全体としてはここにウェイトを置いておりますけれども、住宅公庫の金利を若干変更して、従前五十平米から百二十平米、百二十平米から百三十平米と、床面積の割合に応じて五・五％、七・五％等々やつておつたわけです。今度は六・五％の金利をやつて、片や大蔵省としては逆さや解消の一端でしようが、そういうことになつてゐるのです。

だから、恐らくウサギ小屋脱出というふうなことがあるのかもしれないけれども、いろいろなそういう金利が前よりは若干かさむわけですから、そういう面も考へたり、あるいは、いま国民のふところ冷えて切つてゐるのです。だから、この住宅ローンで大変苦勞してゐる。大体元金千五百万借りて総体で七〇％近い利息を取られるのですから、二千万だったなら、これはとにかく普通のサラリーマンでは手を出しません。そういう状況だと思ふのです。十八年の貸付期間の中で、ようやく十年を超えて初めて元金の方の返済が多くなつて、こういう姿ですからね。よほどふところがある、こういう姿であれば、前途に対して安心して住宅を建てるというふうなことはなかなかない、そういうのがいまの現状だと思ふのです。だから、なかなか容易じゃないんじゃないかと思ふのです。

もう一つは国民消費ですね。大体、今年度のGNP二百七十七兆二千億、それに対して国民最終消費は百六十兆三千億、総体の五八％です。これはいさますか。どうですか、その点。

○大竹政府委員 先ほど来申し上げましたように、最終消費につきましても、一方では物価の非常な安定ということがございまして、一方では経済全体の回復、所得の安定的な増加という面から、消費者の態度というものはかなり安定化してきつたところという面が見受けられると思ひます。

こうした動きが今後とも持続し、明年度の見通しにつきましても、実質で三・九％程度の伸びというものは達成できるのではないかと申しておるわけでございます。

○戸田委員 大蔵大臣、どうでしょう。五十六年度の経済見通しは全くめつちやくちやだったんですが、五十七年度、いま言つたような説明があるわけですが、大臣としてはどう考えますか。この見通しで大体五十七年度素直にいける、こういうお考えですか。

○渡辺國務大臣 これは、経済見通しは非常にむづかしいことでありまして、過去においても毎年経済見通しを立てておりましたが、なかなかずばりそのものが当たらない。これはもう計画経済の国でも当たらない。まして自由主義の国では非常に当たりづらい、これはもう事実でございます。

しかし民間の見通しよりも、当たらない中でも政府の方がややつたつてゐるというのはいままでの経験値でございまして、私はそういう点から見ると、今回民間の見通しが少ないというのは、いま審議官からも説明があつたように、早い時期に限られた材料で見通しを立てた。その中には、住宅政策とか土地政策とか、いろいろなことが入つてないというために、その点にやっぱり狂ひがあることは事実だろふと思ひます。何とかこれはその見通しが実行できるように、今後とも政策運営の面で配慮をしていきたい、そう思つておるわけでございます。

○戸田委員 それじゃ本題に入つて、大綱五点について質問をしてまいりたいと思ふのであります。

その第一点は、五十六年度の税収落ち込みと事後措置についてであります。その内容の一つですが、五十六年度補正で四千五百二十四億円の税収減額、これを行つたわけでありまして、税収の現状は一兆円を超える減収がおおむね今後必至ではないか、こういうふうな巷間取りざたをされておるんですが、この点は大臣どうお考えですか。

○福田(幸)政府委員 税収の現状でございますが、十二月までわかつておるわけですが、十二月までで、進捗率といひますか、入りました税金の割合が補正後に対して五二・六という、半分の段階ということをやつて御承知願ひたいと思

います。その段階での税収としましては、十二月末の累計として一〇・三%伸びております。補正後が一・八・五という所要伸び率でございますので、低調であるというところは必ず申し上げられますが、これはいままでのところのやはり物価の安定、それとのうらほらという関係もあるうかと思ひますが、景気の回復のおくれというものが全般に影響します。

技術的に申し上げますと、また、法人税のいままでのところは延納が前の年に入つたとか、それからいろいろな、申告所得税で申せば予定納税というものが昨年の三月の低い水準で予定納税をやらせておるとか、それから各企業がいままで業態別にばらつきがあって、景気の良いところがいまの決算にあられておる、そういうことでいままでの水準は低かつたということがこの原因であらうと思ひます。

今後相当の伸びを要するわけで、一二・九・一%という所要伸び率が要るわけでございますけれども、これは法人税が全体の税収の一割を占めておりますし、法人税の中で三月決算が三割を占めております。これが五月に入りますので、それまではわかりづらいという要因がございます。それから申告所得税が現在申告を受け付けておりますけれども、これがどういふふうに入るか、申告所得税の六割方がこの三月十五日の申告にかかっております。

したがって、この辺の申告所得税、法人税等の大きな部分が残されておるといふことで不確定要因はございまして、補正後の数字としてはこれ以外に置きようがないという意味で、補正後の数字がわれわれとしては見通し得る数字であらうというふうに考えております。

申しおくれましたが、補正といはしましては、これまでの経済の状況、すなわち物価の関係では物品税が従価税になっておる部分が多いわけでございますので、名目が落ちますとそれによって落ちるという関係で千七十億落としております。それから関税が、やはり輸入の減少もございしますが、

価格の低落等で六百億を落としております。印紙収入もやはり名目の取引金額に課税されるというふうなことでございまして、取引形態の変化もあつたと思ひますけれども、ここで九百九十落としておる。それから石油税が、輸入の数量が減つたことと同時に国際的な価格の安定の一環として原油価格が落ちつたというふうなことで四百九十落としておる。それから源泉分でございますが、これは一人当たり雇用者所得が当初七・五であつたものが実績見込み六・二であるということでございますので、この分はつきりした分としてやはり源泉分を千二百八十九、この中には先般の特別減税の三百九十九が入っております。それから申告分にも八十五億の特別減税が入っております。

以上、合せて四千五百二十四を落として、いままでの分としてはつきりした分を表に出すというので補正をやつたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、今後はいろいろの不確定要因がございしますが、補正後の数字としてはわれわれとしては見込み得る最大限の努力をした数字であるというふうに申し上げたいと思ひます。

○戸田委員 主税局長の言われるように各般の配慮をしつつ対処したようでありまして、けれども、しかし、これはある調査であります、中期展望に照らし合せてみまして、たとえば補正予算見込みの四千五百二十四億円、それからもう一つは七千五百億円見当、もう一つは一兆円見当、三段階でいろいろと中期展望に合わせて計算をしてみたのです。

そうしますと、この一の場合、四千五百二十四億円のものに対して、五十七年から五十九年、これまではおおむね一五%の伸びがないとうまくないのじゃないか。あるいは七千五百億円を基準にした場合、約一七%の伸び。一兆円という場合には一六%の伸び。しかし、これは旧「財政の中期展望」ですので、先月新しくつくられておりますから、それで見ますと、五十八年度から六十年

度までともに一一・九%ということですから、若干この計算の数値は下がると思ひます。下がると思ひけれども、一一・九%というのはやや不安定じゃないかという気がするのですが、この点はどうでしょうか。

○福田(幸)政府委員 中期展望との関連での御質問と思ひますが、中期展望におきます歳入、税収の計算と申しますのは、仮定計算、機械的な計算を置いておるといふことが率直な内容でござい

と申しますのは、中期展望は歳出の方にウェイトのある表でございまして、歳出が後年度負担型でどういふ数字になるかというのを、歳出の方を今後見るのに手がかりにするという意味でこれがつくられておりますので、各省が今後どういふふうになるかというところでの歳出面での中期展望というものが単年度の査定の参考にならうという意味での歳出面に重点のある、しかもそれが手がかり的なものとして中期展望というところで発表になっておるものと、税の方はそれに比べますと非常にウェイトが落ちるという参考という意味の計数として載せておる数字でござい

それで計算方法は、いまおっしゃいましたように、新経済七カ年計画、九・五の伸びでございまして、これが五十七年度からスタートします中期展望でございまして、五十七を見通してからつなぎますので九・五が九・九になります。それに過去十年の平均値、平均値十年を使うというものが、中期展望としてはそれ以外にないものですか、一・二で掛けますと一一・九ということになります。去年までのものは、一一・七という新経済七カ年計画の数字に一一・二を掛け一四・〇という数字であつたというところでございますが、それとの比較では一一・九は下がりますし、いまおっしゃつたような、へこんだところから延ばせばこれが高くなるにしても、そこはなかなかむづかしいからという御質問は理解できます。

いすれにしても、仮置きで置いた中期展望というよりも歳入の一応の長期的な数字が置かれ

ておる、機械的な計算が置かれておるといふ意味でございまして、各年の経済を反映します税収の問題としては別途の検討を要しよう、こう思ひます。

○戸田委員 時間がなくなりましたから、项目的に質問してまいりたい。

一つは、補正で減額してさらに税収落ち込みが生じた場合にはどういふ対策をとっていきましようか。

もう一つは、税収落ち込みに対処するために不用額を捻出、こういふやり方をやりましたね。私はこれは邪道だと思ふのでありますが、そういう見直しをやつて、補正で節減額を大体六百億計上しておるわけですね。こういふものに対しては、どういふ考えを持っておりますでしょうか。

○福田(幸)政府委員 いままで御説明いたしましたように、補正をさせていたございました補正後の税収としては、われわれはこれ以外に数字がないと思つておりますので、それからさらに落ち込むという前提での御質問に対しては、残念でございますが、お答えしようがないということでございます。それ以外の法制論ということであれば主計局からお答えすると思ひます。

○戸田委員 しかし、税収が補正以上に落ち込んだという場合には、一つは決算調整資金、これはいま大体二千五百億円ありますね。したがって、もし一兆円という税収不足になつたということになりますと、こういふもので埋め合わせしていかなければいけないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○西垣政府委員 仮定の問題といたしまして、大幅な歳入不足で決算で大きな赤字が出るというふうな場合に、どういふ制度が準備されているかというところでございまして、私から御説明申し上げます。

決算調整資金というのが五十二年に成立いたしました。これは五十二年の十二月に財政制度審議会からこういふ制度を創設すべしという建議がございまして、それに基づいて国会で御審議を

経まして、五十三年の二月に法律として成立したものでございます。

財政制度審議会の建議の中で、この資金の創設の必要性についてきわめて説得的に述べられておりますので、それを御紹介申し上げます。

我が国経済、財政の推移をみると、高度成長期には、景気がある程度変動しても結果的には税の自然増収が生ずることが多かったが、石油危機後の経済の下では、景気のわずかな落ち込みでもかなりの規模の税収不足を招くという蓋然性が高くなつてきている。

このような予見し難い税収の落ち込み等によつて歳入不足が見込まれる場合、それが年度途中であれば、歳出の節減等によつて対処するほか、これによつて対応しきれない場合には、補正予算によつて対処するのが通例である。しかしながら、そのような事態が年度末近くになつて見込まれる場合や年度経過後に結果的に決算赤字が明らかになるような場合には、補正予算等では対処できない。

したがつて、このような事態に備えて一般会計に決算調整資金を置き、決算赤字が生ずる場合にはこれを取り崩して歳入不足を補填する制度を五十二年度中にも創設する必要があると考へる。

こういうことが述べられておりまして、これに基づきまして、先ほど申し上げましたように、五十三年の二月に決算調整資金に関する法律というのが成立してあるわけでございます。

この法律の第七条にございますが、「資金に属する現金は、各会計年度の一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる場合に限り、当該年度の翌年度七月三十一日まで、当該不足を生ずることとなる額を補てんするため、その全部又は一部を当該不足を生ずることとなる会計年度の一般会計の歳入に組み入れるものとする。」という規定がございいます。

現在、この決算調整資金には約二千三百億の資金がございいます。それが不足する場合、それでは

足りない場合にはどうするかということでございますが、この法律の附則の第二条に「国債整理基金からの繰入れ等」という規定がございまして、その第一項に「第七条第一項の規定により資金に属する現金を一般会計の歳入に組み入れる場合において、資金に属する現金が決算上不足額に不足するときは、当分の間、当該不足する額を限り、国債整理基金から基金に属する現金を資金に繰り入れることができる。」という規定がございいます。国債整理基金の状況を申し上げますと、三兆円を超える国債整理基金がございいます。

なお、その第三項に「第一項の規定により基金に属する現金を資金に繰り入れた場合において、当該繰り入れた日の属する年度の翌年度までに、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から資金に繰り入れなければならない。」という規定がございいます。

仮定の話として、五十六年度決算で赤字が生ずるといふことになりまして、もしも国債整理基金から繰り入れなくてはならないというような事態が生じた場合には、この規定によりまして「当該繰り入れた日の属する年度」つまり五十七年度でございいます。その翌年度つまり五十八年度までに「一般会計から資金に繰り入れなければならない。」という制度になっております。

○戸田委員 日本の収支決算はどっちもゼロ、ゼロ、こうなつていくわけですから、もし一兆円等の減収があつて欠損を生じたということになれば、いずれにしても補正を組んで、調整資金から二千五百億、足らなければ国債整理基金、こういうことになると思うのですが、そういうことで理解していいのでしょうか。そうすると補正予算を組まなければいけない、こういう段取りになつていくわけでしょうか。

○西郷政府委員 ただいま御説明しましたように、補正によつて対処し得ない、決算処理として対処するように追ひ込まれた場合の制度を申し上げたわけでございます。したがつて、このよう

に入つてからという場合の制度でございます。

○戸田委員 それでは、一つ事務的なことですが、決算調整資金に関する法律というものがあつて、その附則二条で、国債整理基金から借り入れることになる、こういうことになつた場合に、重要な事項を附則二条で決めて、本体から外した、こういう状況なんです。これはどう考えておられますか。私は、やはりこういう重要な問題は本法に繰り入れておくべきじゃないか、こう考えるのですが、その点が一つであります。

いま私が言ったことは、結局、国債整理基金の借り入れあるいは決算調整資金以上の金を借りるようなことは不当ではないか、そういう予想の上で立つて恐らく附則委譲をやつたのじゃないかという気がするのですが、その辺はどうでしょう。

○西郷政府委員 いまの御質問の御趣旨、ちょっとはつきりわからなかつたのですが、二つあつたように思ふのです。

一つは、そういう事態がはつきりと見込まれるのであるならば、補正予算によつて対処するのがよいのじゃないか。これは先ほど御紹介申し上げました財政審議会の建議の中にもございいますように、「年度途中であれば、歳出の節減等によつて対処するほか、これによつて対応しきれない場合には、補正予算によつて対処するのが通例である。」しかしながら、そのような事態が年度末近くになつて見込まれる場合や年度経過後に結果的に決算赤字が明らかになるような場合には、補正予算等では対処できない。「そういう補正予算等では対処できない場合のいわば緊急避難的な制度として、この決算調整資金が設けられていて、こういうことでございます。

それからいふ、本則ではなくて附則に国債整理基金からの繰り入れの規定が設けられたというその理由でございませうけれども、これは立法技術的な問題ではございませうが、いわばこれも緊急避難というふうなことで、本則の規定ではなくて附則に置かれたのではないかとこのように考えます。

○戸田委員 仮定の問題での質問ですから、一応これ以上はやめます。

ただ問題は、先ほど主税局長からいろいろと説明があつたのですが、補正組み込み金額で大体大丈夫だ、こういうことですが、全体の状況としてはやはり一兆円以上見当の減収が再度やつてくる、だからこういう面での処置方式をやはり政府はびしっとしておかなければいかぬだろう、こういうふうに私は考えるわけでございいます。もし、そういう減収がさらに大きく見通しよりも上回つた、こういうことになつた場合には、やはり適正な経済成長とか財政再建、この問題に大変な影響を与えようと思ひますし、五十六年度のそういう減収がひいては五十七年度予算に対しても大変な影響を与える、こういう状況だと思ふのです。ですから、その辺に對しての見解をこれはひとつ大臣、お答えを願ひたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 先ほどから私が申し上げているように、なかなか経済見通しが当たらないということになると、当然、経済見通しそのもので税の見積もりをしていくわけではありませんが、やはりその基礎となるものは物価とか雇用者所得とか積み上げてやつておりますから、大体似たような結果が出てくるということでもあります。

そこへもつてきて、去年は台風等の災害が発生して、歳出面でも追加需要があつたというふうなことから補正を出すことにいたしました。この結果、それじゃこれで全部満杯できるんだねと言われまして、私も、一応専門家が見積もつて、それ以上に直すといつても直す根拠がはつきりしない、法人税が足りぬじゃないか、申告税が足りぬじゃないかと言われても、じゃ幾ら足りないかと言つても、趨勢値からは一応想像はつくが、積み上げ式で幾ら足りないかというところが実証的に得られないということなので、わかつたものだけを直すということにしたわけであります。したがつて、それ以外のことは目下考えていない。

いずれにしても、行政に支障を来さないよう

に、仮にの話ですが、もし仮にそういうような税収不足があった場合には、当然不用額等もあるわけでございますし、そういうようなものをどうしようふに充てていくか、節約もまだできるでしょう、それでもなおかつ足りないという場合には、そのときのいろいろな制度を活用して、行政に支障のないようにやっていきたい、そう思っておりますのでございます。

○戸田委員 中期財政展望について若干質問しておきたいのであります。

五十七年度予算編成に対しては中期財政展望を大體鏡にして行ってきたようです。要調整額、これは新財政展望でまいりますと、五十八年度三兆三千七百億、こう理解するわけでありますが、いづれにしても、歳出削減でこれらを賄ったというところで、財政当局としては高い評価を与えているようでありますが、予算編成と中期展望の関係です、この点をどう考えておられるか、ひとつこれを説明してください。

それから、予算編成が中期展望に縛られている面があったように思うのですが、予算編成と中期展望のメリット、デメリットというのはどういふところにあったか、この点についてひとつ。

○渡辺国務大臣 中期展望も、先ほど説明があったように予算編成上の手がかりであるということとでございます。

そこで、要調整額が五十七年度で二兆七千億程度生ずる、それを増税によらないで歳出の削減合理化、抑制、繰り延べも少しありましたよ、いろいろな手を使ってやったわけです。そこへもってきて、大体五十七年度七千億ぐらいの減収になるんじゃないかということがあらかじめある程度察知されたので、それで、とても歳出削減だけでは合わないということから、約四千億円の税の見直しをやったわけでございます。

この中期展望のメリットというのは何か。これはやはりある程度先の見通しをつけるという意味で、どうしなければならぬかということがわかってくるし、たとえば、その中でも国債費とか地方

交付税などというのは自動的にどんどん伸びていくということもはつきり数字で出てくるわけですね。こういうものは抑えようがない。こういうことはあらかじめ覚悟を決めなければならぬから、そして入る方は経済の動向によってえらく違うけれども、仮にどの程度の成長率が続くかと仮定したら、これしか入らないんじゃないか、そうすると、そこでお金が足りないということについて、あらかじめどの程度の要調整額が出るかという一つの目安が立つというところは、非常に私はメリットだと思っております。

そうならば、やはり増税に安易に頼るということとでなくて、まず高度経済成長時代にできたいろいろな諸制度、その当時としてはみんな国が持ちなさいということでもよかったかもしれないけれども、現在のうちに税収の伸びが思わしくないという時代になってくれば、これについては何らかの措置を講じなくちゃならぬというように、さういふような一応の腹づもりができるという点においては、私は非常にこの点もいんじやないか。

デメリットは何があるかと言われますと、何か中期展望が一つの財政計画のように錯覚を起さされて、それと違つたようなものは何か計画上の狂いのようにとられるということがあるとすれば、さういふものはやはりデメリットかな、よく分析したことはないけれども、それ以上のことは事務局当局から説明をいたさせます。

○西垣政府委員 大臣から御説明申し上げましたことに尽きますが、私どもが昨年中中期展望を初めて出しましたときに、これはもう財政審で数年かけて検討していただいた結果として中期展望は出したわけでございますが、そのときに一番心配し警戒いたしましたのが、規範性のあるものというふうな受け取られないように、それから固定的なものとして受け取られないように、一度中期展望に上がった以上は既得権扱いされないように、さういった点を一番心配いたしました。ですから、強いて挙げればさういった点がデメリットではな

いか。それからメリットとしては、大臣が先ほど答弁されましたように、将来の財政運営の手がかりとして、現在の財政の状況、体質、体力、さういったものを赤裸々にお示しすることができるといった点がメリットではないかというふうに事務的には考えております。

○福田(幸)政府委員 歳入の面で申しますと、歳入の方は機械的な計算であるということをお認め願いたいということでございます。歳出と性格が違つたこととあります。

それをやはり予定的な税収としてお考えいただきますと、それに達しない場合、これは機械的に計算した数字であるのにひとり歩きしまして、実際の税がそこに至らないときに、その差額を増税でとか、さういふふうな受け取られ方をするのは間違ひであらうというふうに考えます。

○戸田委員 時間がなくなってきたので、減税の必要について明快な回答をお願いしたいと思うのであります。われわれ一兆円減税を、おおむね所得減税で七千億、地方住民税で三千億、見当の減税はやるべきだという考えに立っているいろいろな自民党の皆さんの御意見などを拝聴しますと、たとえば野田代議士等は一般消費税の礼賛論であります。私は内容は余り賛成しませんが、いづれにしても減税をやるべきだという趣旨だと思つておられます。それから税調においても、きょう実は会長が来られれば、いろいろとその辺について聞きたかったのであります。やはり減税はやるべきではないかというところで種々討論をした、さういふことを聞いておるわけでありまして、そのやり方は、財源探しとして、でき得れば物品税等の値上げをやつて、そこでさういふような考えもある、あるいは間接税等々、いづれにいたしましても増税対減税、さういふ考えのようでありまして、さういふ点について大臣はどういうお考えを持っていますか。

○渡辺国務大臣 所得税減税の問題について、五

年間、税の区分それから課税最低限等が据え置きになつてゐる。そのために、月給が上がらなければ税金も上がらないのですから、月給がやはり上がつていきますから、月給の上がつた率よりも税額の上がつた率の方が多いという御批判がございまして、それは超過累進税率体系をとつておりますから当然さういふ結果が出てまいります。したがつて、これについて私もこのまま固定をしておくということだけがいいと思つてゐるわけではございません。

しかしながら、よく考えてみると、いまから十一年以上前には日本の課税最低限というのは諸外国に比べて非常に低かつたわけなんです。それが高度経済成長のときにどんどん毎年のように所得税減税をやつてまいりました。その結果は、二百二十万円ですか、というほど高い課税最低限になつた。これも事実で、言うならば減税の先取りをしてしまつたような形になつてきたということも言えないわけはないのでございまして、現在、諸外国と比べましても所得に対する税負担というものはまだ低いわけでございます。

ですから、さういふような非常に財政窮乏の中でございまして、やはりこの際にはまともな所得税減税をするだけの余裕はない。もしそれをするとすれば、そのかわり財源を何に求めるのか。歳出カット、一言でございまして、おっしゃいます、が、じゃ、どこを切るんだということになります。なかなかこれはないわけですね。防衛費なんと言ふ人もありますよ、中には。さう簡単に割り切つてしまえばいいのかもしれないけれども、これはわれわれとしては国の基本政策にかかわる問題で、さういふわけにはいかないというところになる。なかなか大幅に切つていくことは現実的に現在の制度の中では少なくともできない。さういふことになれば、結局他の税との置きかえでもするかというところも一応考えられるわけでありまして、しかし、これもいろいろ議論いたしました。現在の段階において、ともかく五十七年度予算を修正して他の税目との切りかえをするというふう

なことはとても不可能に近いことであつて、とうていコンセンサスが得られるものではない。

そういうことになれば、それでは赤字国債を発行して減税をするのか。さなきだに、赤字国債の削減の仕方が足りないじゃないか、五十九年度までに本当に脱却できるのか、責任を持って、こう言われている状態でございますから、さらに赤字国債をふやして減税に回すということもできない。

ということでございますと、やはりこの際、ともかくそういういろいろな条件から見ても、世界との比較という点から見てもひとつ御容赦いただきたいというのが政府の一貫した方針でございます。

○戸田委員 一貫した方針で来ているわけですが、大臣、もう少し国民の実情を理解してもらいたいと思うのです。

課税最低限、これは五年据え置きでしょう。他国に比して先取りして高くしたというけれども、四人世帯で二百一十五万円、夫婦で百十三万円と、独身が八十一万三千円、こういうことですね。独身の八十一万三千円ということになりますと、これは月どのくらいですか。計算してみると六万七千五百円見当ですね。いま青年層の割合がふえていっているわけですが、高校卒で就職をする方は、だれもが大体自動車を買いますね。そうすると、これは全部月賦です。まあ昔のけた履き同様ですから、大抵は車を持っている。こういう状況の中で下宿などをしますと、下宿料は結局うちから持ち出しということにならざるを得ない。そういうものの課税対象で税金をかけているわけでしょう。私は全くこれは過酷じゃないかと考えるわけです。

それから、年々四兆円近い自然増収。そのうちの半分以上のものは所得税負担です。この六年間の減税据え置きでもって、九十何%ですから、恐らく倍ぐらいの実質的な増税ですね。こういう状況になっている。

片や物価は、昨年は七・八%も上がっているわけでしょう。賃上げは七・七%ですから、物価より

りも下回った。だから実入りが少ない。実質賃金は減つて、さらに減税がなされない。それは単に勤労者だけでなく、農村に行つたつてそうです。生産者米価は上がらない。凍結。あるいは老人の皆さんは、今度は所得制限でもって自己負担が強要される。児童手当もなくなつていく。そうすると物価が上がる。これから国鉄運賃とか授業料とか各般の値上げが軒並み押し寄せる。こういう面を考えると、全く二重三重四重の負担が勤労者におつたぶさつていく。

朝日新聞じゃないですけど、今回の行革の中で、実行されたもの、やらないもの、三分類して出されましたね。あれでもって実行したものは国民生活と全く関連するものだけじゃないでしょう。医療関係とか文教費関係とか厚生費関係とか社会保障、福祉、こういうものに集中的に十四項目全部。最も国民が望んでいた特殊法人とか租税特別措置の見直しとか、こういうものに対しては至つて冷淡でしょう。やらない。国民はそこを一番やつてもらいたいと考えているわけですからね。

だから逆立ちしていると思うのですが、その上減税は一切やりませんよということ、予算委員会その他を通じて、当の責任者の大蔵大臣初め鈴木総理大臣がそういうことを言明する。これでは全く勤労者は踏んだりけつたりという状況じゃないでしょうか。この現状を一体どうお考えになりますか。

○渡辺国務大臣 しかし諸外国と比べますと、たとえばサリイマンの標準家庭で、所得税だけにして見ると、三百万円円で日本では六万六千円しか取つていないわけですね。月給二十万円の収入の人は月に千五百二十円なんです。所得税というのは、賞与のときは少し取られますが、それでも年間六万六千円なんです。アメリカは二十二万取られているし、イギリスは五十六万円取られている。西ドイツも二十六万、スウェーデンは六万七千円で最初の三百万クラスは大体日本ぐらい。したがって私は、そういうほかと比べても、そう高

いと実は思っていないのです。

しかし、できることならば、何年間も据え置いてあるから、それはやつて差し上げなければならぬという気持ちを持っております。しかしながら、歳入というのは歳出のためにあるわけですから、それらの歳出を切ることができないというところになれば、何らかの形でだれかが負担をしなければならぬ。それをいままでも、当然税の中で賄うべきものを、ややもすれば安易に流れて赤字国債の増発によつて賄つてきたというきらいなきにしもあらず、それが今日の財政窮乏を招いているという現状から見ると、日本のその他の経済諸条件はよくなつていっているが、財政構造だけが非常に悪くて、現に国債の消化もできない、増発をするといふことになればもう発行利息でも上げなければならぬ消化できないといふような状況にある。したがって、総合的に考えて今回は見送らざるを得ないということを実は申し上げておるので

す。

農村では、確かに所得税減税というふうに願っている方、騒いでいると言つてはしかられるけれども、農村で所得税が高い、高いと言っている方は、私余り聞いたことがないです。実際のところは、やはり中小企業とかサラリーマンの方が多い。しかしそれも、確かに一千万円、八百万円クラスになつてまいりますと、所得税だけじゃありませんから、住民税も取られるということになります。それはもう一千万円の人が一割収入が入れば、標準家庭で住民税と所得税で、百万円入がふえたら四十四万取られるわけですから、これは物価の値上がり等も加算すると、かなり日本はきついつい累進税率になつていっているために重税感が出ているといふことを実は私は率直に認めておるのですが、これらの税率構造等も含めて、いずれば将来抜本的なことを、何か国民のコンセンサスを得られるような形で変えなければならぬまい、こう思っております。

いずれにしても、当年度においてはそれをやっているだけの、なかなか合意も得られないし時間的余裕もないし、ほかにかわり財源もないしするので、ひとつ御容赦願いたいということを申し上げておるわけです。

○戸田委員 最後に、提案された個々の法案について若干質問しておきたいと思うのであります。一つは交際費課税の強化、これは趣旨は賛成なんです。前提として、土光会長は、増税なき行政改革、こういうことを言われている。鈴木総理に言わせると、増税ではなくて増収云々と、これは大山中先生がおりますけれども、ずばり言つてこれは総理の言うことは詭弁だ、こう山中先生も率直に言っているわけですね。しかし党人である限りはそれに従わなければいけないとちゃんと言われているのですが、あんな認識では内閣総理大臣、困ると思うのです。これはきょう大臣がいなければだれでもね。

いずれにいたしましても、今回のそういう増税措置というものは、行革との兼ね合いはいろいろありましようが、やはり租税特別措置法にあるいまの優遇税制、こういうものは全廃の角度に立つて見直しをすべきではないか、私はこういう考えを持つておるわけでありませう。

そういう中で交際費支出、大体三兆円の大台に乗つていられるわけですね。時間がありませんから詳しく申し上げることができませんが、これはやはりもう少し強めてもいいんじゃないだろうかという気がするわけですね。中小企業の場合は定額控除据え置きですから、大法人の場合は、見ますと利益その他も相当上がつていっている、こういう状況です。内部留保も目いっぱい上つていっている、こういう状況ですから、数字的なものはきょうちよつと強めてもいいんじゃないだろうか、こういうふうにお考えます。

それから延納措置ですが、これは、一つ心配するのは中小企業に対するものです。いま下請で仕事をやる、大体現金が入ってくるのが六カ月ないし三カ月ないしは長いので一年ものなんというのがあるのですから、そうすると、その間運転資

金で大変な苦勞をしているというのがいまの実情であります。そうすると、そういった中小零細企業の皆さんで資金のやりくりが大変な苦勞をしているのです。そういうところに延納三カ月の納入割合を今度四分の三、中期決算として決算期、本決算期、こういうことで、あとの四分の一は三カ月間延納体制を認めよう、こういうことです。しかし、これは私、非常に唐突な感じがするのです。財政のやりくりのためにやったとしたか考えられないのですが、これは五十七年度だけでしよう。五十八年度以降は同じかっこうになるのでしょうか。だから、ことしだけ予算関係の帳じりを合わせるためにやったような考えを持つてのすけれどもね。五十七年度でとった、この辺が少しどうも私は理解ができていないところがあります。

それから租税特別措置、当初広告課税やギャンブル税やあるいは退職引当金等々、幾つか大蔵原案としてはやろうという考えがあつて作業をいたしました。それが、それぞれのプレッシャー団体によってこれは引込みがあった、これは全く情けないと思うのですが、その辺についてはどういう実情だったか、ひとつお答えを願いたいと思います。それからもう一つは、先ほどわが同僚議員の伊藤委員が提案しました物価調整減税、これは減税とは違ふ制度的なものですから、諸外国でもこれは全部やっているわけですから、このくらいは制度的に社会政策で設定してもいいのではないかと。非常にりっぱなものを出しているわけですから、十分ひとつこれの御検討をお願いいたします。

応じたものであるということ、それはそれなりの意味があるというふうに考えるべきであらうと思います。それから中小企業はやはりその特殊性ということを考えるを得ない。

所得税等の中で八千八百五十億でございますので、その中でマル優というように貯蓄優遇、これが三千二百億ある。それから生命保険とか損害保険で二千五百億ある、こういう問題。それから社会保険診療報酬が千二百三十、これは現象としては減つておりますが、いづれにしましても、法人税では二千二百億であるということと所得税のところではこれを基本的なところと考へるか、という問題は、今後の重要な問題として考へざるを得ないし、しかし、それに対する具体案があるかといひますと、これはなかなかむずかしいという気がいたします。

この中で交際費をお示しになりましたが、これは本来経費であるものを否認しておるといふことで七千三百七十億のプラスになる原因であります。したがつて、交際費を除きますと一兆一千五百六十億、八百八十億ということ、五十六年度の交際費を調整しました四千三百八十億というものは減収額が減る数字になっていふのは改善の結果であらうと思ひます。

交際費につきましては、これは本来経費でございますので、会社経理で経費になるものを否認する、しかも全額否認を今回原則的に考へたわけでありまして、これは三カ年というふうな考へて、経理の適正化を待つという姿勢であらうと思ひます。そういうことで、四百萬から三百萬という定額控除は中小企業対策として残したという点は、それなりの理由があるらうと思ひます。

次に延納の問題でございますが、これはむしろ、延納制度自体ができたときの経緯から見ますと、現在これを残す理由がないというそれ自体の検討の結果でありまして、二十六年当時では滞納の割合が四七・九という非常に高い状況であつたことを考慮した延納であつたかと思ひます。それまでは延納がなかつたわけでありまして、現

在、五十五年度ではこれが二・二という滞納状況であることは、環境が非常に変わつておるといふこと、これが第一点。

それから、個人所得税との関連でも比較をいたしませんとやはり公平の観点から問題があるというところで、所得税の場合は、御存じのとおりに予定納税については延納はできませんし、確定申告についてだけ税額の二分の一以下について二・五カ月分となつておりますので、これとのバランスで今回の改正をいたしましたわけで、中間申告は延納はなし、確定申告は四分の三納めれば四分の一ということにしますと、延納の利益がほぼ見合つてくるという計算で、それ自体が是正を要するといふことで考へたわけでございます。

中小企業の関係は資金繰りが当時よりは好転しておりますし、また、特殊な事情の場合にはそれなりの納付委託とか納税の猶予等の措置がございまして、これに対しては特別の困難がないといわれれば考へていまして、制度として中小企業を分けるといふことは、延納の性格からいつたらできないといふふうに考へます。むしろ所得税とのバランス、環境の変化で適正化を図つたといふことであります。

それから、退職給与の問題と広告課税、ギャンブル課税の御指摘であります。退職給与、これは検討いたしました。これは問題点が確かに、実際の取り崩しよりも余分といふますが、それより開いた引当金があるのは事実であります。債務が発生したものに引当金という引当金という債務性の引当金としては正しい。ただ、そこをどういふふうにかつこれを繰り入れていくかというときに、残りの勤務年数をどう見るか、利率をどう見るかという議論が理論的にあるわけでありまして、さらに、年金に今後移行していくという問題、社外に拠出する年金の関係が今後の退職給与との関連で重要な問題になりますので、むしろ総合的観点と長期的観点で見ると正しいといふことで、今後

の検討を総合的にやるというふうにいたしましたわけで、決してこれをギブアップしたというふうなことで

とではございません。むしろ根っこから議論すべき問題として今後に残して、われわれはもつと基本的な検討をしたい。

それから広告課税、ギャンブル課税も、われわれは常時、毎年検討している課題であるわけでありまして、新税はやりないといふことでありますので、両論あるこの両税等につきましては今回は見送つたこととさせていただきます。

それから物価調整の自動的な減税制度については、さらに御質問があると思ひますので簡単に申し上げますと、外国でやつておるといひましたも、国情も異なりますし、制度自体にインフレ心理を織り込んだものになるという基本的な問題がございまして、財政のギャップが拡大する、歳出と歳入の両方でギャップが拡大するといふ問題がございまして、そういう意味で、諸外国の例をわれわれは十分に検討いたしました。これを自動的な連動として物価との関係づけでの減税制度は財政制度としてなじまないといふふうに、われわれとしては現段階で結論づけたい。今後ともわれわれは検討いたしてまいりますけれども、現状としては、国際的な動向にもいろいろ問題がございまして、これはまたお尋ねがあるかと思ひますが、国際的にはむしろ見直しされていふという状況でございます。これはまた十分に御説明いたしたいと思ひます。

○戸田委員 いろいろ説明がございましたが、臨調の答申によつて第二分類でもつてまだまだこれからやらなければいけないような税制上の改善策、これはいっぱいあると思ひます。たとえば、朝日新聞の調査の中身をいろいろ検討してみましたが、これによると、大体医師会とかあるいは道路族とか軍恩関係とか、こういうプレッシャー団体のつかかっているものについては全部放置、そのままですね。これは、国民から言へばもう少し真剣に取り組んでもらいたいという気がするわけでありまして、

租税特別措置にはいまだに七十数項目あるわけですね。そのうち二十六項目はいろいろと検討し

た、こういうことは言われておるのですが、これは五十七年度の予算全体を見ましても、五十八年度以降の予算編成は大変な状況になってくると思ふのです。先ほどいろいろ減収の問題も話をしましたが、そういうものばかりではなくて、つじつま合わせでツケ回し、ツケ戻しでやっている点がいっぱいあるわけですね。たとえば地方自治体に交付する国民健康保険費の四〇%、この五%のやつは十一月しか組んでおらないのです。あと五十八年に持ち越し、こういう状況。そういうものが幾つかあるわけでしょう。そういうことで総額で大体七千五百億円つじつま合わせでやっている。あるいはツケ回し、ツケ戻しというやつでしよう。そういう状況ですから、五十八年度以降何らかの抜本政策をとらなければ予算編成は大変だろ、こういうふうになるわけですね。

そこで、恐らく当事者としてはやはり何らかの形の増税というものを考えざるを得ない状況に追い込まれるんじゃないかという気がするわけですね。その場合に、税調等で検討されているように、物品税の値上げでいくのかどうか。しかし、これは大変な逆進性の強いものですから、あるいはまた国民の選択のできるものですね。ふところぐあいが悪ければ買わなくていいですから、こういうものは私は余り賛成できないわけですね。そういうことになる、やはりこれは付加価値税もしくは一般消費税というところに勢いいかざるを得ないんじゃないでしょうか。野田さんはそれを言っているわけですね。誤解の一点、二点、三点、ずつと言つて、礼賛と全部やっているから、やはりいま自民党内部における趨勢はおおむねそこについているんじゃないかという気がするのです。すると大蔵大臣、どうしてもそういう形で五十八年度以降何らかの増税対策というものをとにかくとらなければいけないんだというふうな気がしてならないのでありますが、この点について明快な御答弁をお願いしたい。

もう一つは、直間比率でもって七、三体制、こういうことを言われたわけですね。しかし私は、アメリカ方式でこれは導入されて、いろいろ税制の基本をつくってきたわけですが、この総合累進税率というものは比較的制度としてはいいんだと思う。しかし六八年も八八年もそれぞれ手がけずきたから、制度上の乖離が大きくなっちゃったんで、これはやっぱり直さなくちゃいけませんけれどもね。

それと、五十七年度の景気浮揚全体を見ますると、政府として考えられるのは、たとえば公共事業の前倒しとかあるいは国民消費の高揚とかあるいは公定歩合の引き下げとか等々いろいろありましよう。しかし、その中でも一番大きなウェイトを占めているのはやっぱり国民消費なんです。今年度の見通しからいって五八%、民間の最終消費ですね。こういう数字を出しているわけですから、やっぱりこれは一番いいのは減税だろ、という効果がある、これはもう一石二鳥ですね。もう一度この点についての大臣の御答弁を伺つて、私の質問を終わります。

要するに、五十八年度以降どうするんだという問題については、結論から言えば国民の選択によるということだと私は思うのです。それは歳出を延ばすのか歳出を切るのか、歳出を守れば、その所要財源を何によつて確保するのか、結論はそこにかかってまいります。

直間比率の問題については、これも選択の問題でございまして、諸外国で大体四〇から六〇ぐらゐが間接税の割合だけれども、日本は昭和二十五年から四十年ごろまでは四五から四〇ぐらゐあったわけですね。それがだんだん減つてきて、いま二八ぐらゐになつてきた。果たしてこれでいいのかどうか、これも検討材料の一つじゃないか。

それから、減税すれば消費が伸びるとおっしゃいますが、現在なかなかこの消費というものが、消費節約運動が徹底しちゃつて、物価安定にえらく寄与しておりますが、貯蓄の方はふえてきているわけですね。ところが貯蓄率というものは減らない、貯蓄率は下がらないという問題は、やはり果たして効果がどれだけあるか。それはもう何兆円という減税でもできれば別だと思ひますが、景気刺激策としての効果というものは、むしろ何か政府自身が支出をした方が、どちらかと言つたらば効率は高いんじゃないかという気がいたします。

○戸田委員 以上で終わります。

○森委員 伊藤茂君。

○伊藤茂委員 大臣が予算委員会に行かれました、大臣がいなくて、質問をするのも、どうも私どもとしては特例、例外的措置でございまして、けれども、若干技術的な問題について質問させていただきます。

まず一つ、これは主税局長に注文なんです、先ほど提案をさしていただきました物価調整制度について法案に關係をいたしますが、昨年の行革臨時国会で大蔵大臣に取り扱ひのことをお願いをしたわけでありまして。

〔委員長退席、中西（啓）委員長代理着席〕

政府の方が当初意図しておりました一般消費税などにつきましては、私の手元にいただいただけでも、積み上げて三十センチ以上ぐらゐいろいろな説明、PRを含めました資料が届いておりますが、主税局の方に、物価調整制度についての世界のいろいろな実例などを調べてもらいたいと言ひましたら、ザラ紙一枚、一覧表にしたものを持つてまいりました。その後OECDのレポートなど注文しました。言うならば、政府のやりたいことは山ほど資料を出す、やりたくないことは紙ぺら一枚になる。これでは国民に対して大変不公平な措置ではないだろうかという苦言を申し上げましたら、大臣は、そういうことについては特に国会の審議に十分参考になるように努力をいたしたいという御返事をいただきました。

その後具体的に注文いたしておりました、評価の問題は二の次にして、さつき申し上げたように、私どもが調べただけでも十七カ国やっている。その中にはいろいろな種類の違いもありま

す。それから完全自動調整、カナダみたいなのもあれば、政府に相当の裁量権を与えているという国もありますし、またそれについての議論も、これは変えることはできないという国の議論もあれば、さまざまな議論が起こっているということも私も承知をいたしております。少なくとも当委員会あるいは国民の前に、世界のそういう実態、しかもサラリーマン初め多くの勤労市民が重大な関心を持っているわけですから、やはりフェアにそういうものは提供されて、さつき大臣も今後のことは国民の選択、御判断と言ひましたが、そういうものを求めていくということがフェアな政治ではないだろうかというふうに思うわけでありまして。たしか主税局にも調査課、専門のところもあるようですから、私ども調べただけでも相当の資料を調べましたので、それ以上の、一般消費税で三十センチありますから少なくとも十センチぐらゐは調べて出すのが当然ではないだろうかと思ひますが、そういう努力をぜひ早急になさつていただきたい。大臣の約束でありますから、約束をさせていただきたいと思ひます。

○福田（幸）政府委員 物価調整制度というのはわれわれ前から調査いたしております。ほかの制度ももちろんあらゆる制度を調査いたしております。

これにつきましては、われわれの調べた範囲の資料というのには限られておりますし、伊藤先生の持ちになつておられるのと同じだと思ひますし、OECDの資料、あとは各国からも情報というものは常にとつておりますけれども、お求めがあればこれは率直にお出しする性格のものだと思ひます。また、こういうふうに正式に御要求がございしましたら当然に委員会にもお渡ししますし、さらに、御質問に応じてこういう場で御説明するのが本来私たちとしてはその真意なりが伝わると思ひますし、いまから御審議いただければ十分に尽くします。

ただ、資料がどのくらいあるかと申しまして、資料としてはわりに限られてる感じがしま

す。付加価値税というのは非常に膨大な資料がございまして、これは非常に限られた資料でございまして、OECDの資料が一つ、それぐらいで、あとは断片的な各国の情報の一環だという感じがいたします。いずれにいたしましても、今後ともちろんフェアに御説明し、また提出を正規にやっていきたい、また御質問に応じてこういう場で御説明することとあります。

○伊藤(茂)委員 質問もいたしますけれども、大臣も昨年約束されたことですから、ぜひ可能な資料をまとめてもらって、私どもの立場で調べたものもありますから、こういう問題について大いに議論が事実に基づいて行われるようにしていただきたいと思ひます。また私どもも理事会などで相談をして、どの程度の資料を出すようにとどかいると要望をしていきたいと思ひますから、ぜひ前向きに協力をしていただきたいと思ひます。

それから、先ほどの主税局長の同僚議員への答弁を聞きますと、これは聞き捨てならないですね。初めからなじまないとかあるのは物価、インフレ問題とつながるとかというふうな話の端々がありました。私どももそういう点について議論するならば、一体こういう制度がそれによってインフレにつながるかどうか、いろいろな意味での考え方も整理をして持っております。それはまた改めて御議論をしたいと思ひます。

私は手順のことでもお願いをしたのですが、こういう問題は国際的にも行われておる大きな問題である。カナダの財政委員会ですかの友達の人に聞きましたら、これはいまカナダでは何党に政権がかわろうとも変えることのできない制度として定着をしている、そして考え方としては、政府の経済政策の通信簿であるというのです。要するに、政府の経済政策が成功して物価上昇率が非常に低い水準に抑えられたということになれば、翌年の調整をして所得税の収入が減るといふことがないわけでありまして、相当自由な経済政策が行える。政府の経済政策が失敗をして相当過大なインフレになれば、翌年は相当痛い思いをしなければなら

ない。そういうことを考えると、これは政府の経済政策の通信簿みたいなものですよという話を私は聞かされた。

ある意味では大変フェアな考え方であると思ひますし、それから、なじむ、なじまないという話がありました。たとえばアメリカの経過を調べてみても、若干の州税の面で採用されている。それから連邦議会でもこの調査委員会をつくらせて法案の準備などもなされている。その経過を聞きますと、フリードマンの提唱といひますね、フリードマンの意見の影響が非常に大きいので、私も改めて「自由の選択」を引っくり返して読み直しましたが、一つの考え方ですね。それで、そういう世論が高まって、レーガンもこれをやりますというのを公約した。八五年の一月一日からという公約でありますから、そのときにあの人が大統領になつていくかどうか、私もちょっと遅過ぎるんじゃないかというふうに思ひますけれども、これはよその国の話でありますから、

そういうのをずっと研究して調べてみますと、いずれにしろ、こういう議会の場でも、それから政府税調とかいろいろ国民の責任を持った議論の場でも、それについてディスカッションが行われる、意見交換が行われるというところは、初めからそれを否定したのじゃありませんか、と思うのです。そういう意味で言ったら、私は、税調会長がいちいっしやたら、税調会長にも強く要望したいと思ひます。皆さんの方からも、皆さんなりのその制度のメリット、デメリットの意見があるであります。それは否定しません。そういう問題について私どもも法案を提出して、そしてまた私も説明しまして、多くの国民が関心があることでもありますから、むしろ政府の側からも、大蔵省の側からも税調などで、こういうことも大きな関心事ですから、テーマとしていろいろ議論をしていただきたいというくらい取り扱っていただろうか、内容ではなくて、そういうフェアルールでの取り扱いということについての私の考え方なんです、いかがでしょう。

○福田(幸)政府委員 おっしゃるとおり、一つの制度としては外国に例がありますし、また考え方としてはあり得る制度でございまして、税調で議論するというのは私はやっていたと思ひます。今後開きましたときに、こういう御議論があったので、われわれの資料はこうである、またお持ちの資料はこういうものだといふのをフェアにやるのは私は正しいと思ひますので、御議論願うのはいいと思ひます。

ただ、私たちが答弁いたしております、われわれの検討した結果こうであるといふことは率直に言わしていただきたいと思います。言ひ方が悪いとかいふことも、われわれとして検討した結果こうであるといふことは、それはこういうところ、フェアに議論するといふ性格であると思ひますので、そういう税調の場での議論も大事でございしますが、こういう専門的な意見を交換する大蔵委員会での意見の交換をフェアにやっていくということとでお答えをしたいと思います。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
その際、われわれの意見が違つておつても、それはお許し願ひたいということであると思ひます。いま御指摘のところ、これは検討した結果での感じでございますので、今後とも検討を続けますが、カナダは私も在動しましたが、私がおつたところはなかったのです。インフレを抑圧するといふ大蔵大臣の姿勢でインフレ抑制に非常に力点を置きました。その後、私が帰国した後でこの制度が入つたわけでありまして、カナダが入れましたときには、国債依存度は非常に低かったわけですね。六%ぐらいで、これは一九七四年だったわけですね。財政状況は非常によかつたのであります。そのときにインフレの問題が起きたといふことがございまして、要するに、公債依存度が低くて財政がよいのにインフレ状況になったといふところに即応したわけですね。カナダでは一九八〇年の公債依存度は二%となつております。これは歳入の方が物価調整のインデクセーションのために

減つたといふことの歳入のロス、それと歳出の方が物価にスライドする条項が多いといふことで、財政が悪化したことを示しています。さらに、インフレの率がいま二けたになった。かつては非常にいい成績だったのですが、そういうところの結果を見て考える必要がありまして、さらに、おっしゃっているような政府の物価政策に対する評価という点はあると思ひますけれども、これは英国の方で見ますと、英国は八一年度はインデクセーション、これを取りやめております。これは一つのポイントだと思ひます。それね、財政収支が悪くなったので、こういうことはやれないといふので英国はやめております。それからオーストラリアが八二年度からこれを制度として廃止する、こう言つております。アメリカは財政収支が黒字になることを予定される八五年度以降といふことで、財政収支がよくなるという前提が基本にあると思ひます。

これは、この場でお答えするのはあれですが、われわれ十六カ国と見ておりますのは、ウルグアイが進うと思ひます。ウルグアイは所得税をやめまして付加価値税を導入したわけですね。付加価値税を導入したので、こういうものがなくなつたのですが、ヨーロッパでオランダとかその他わに多くの国がやっております。これはなぜかと申しますと、所得税の依存が小さくて間接税のウェイトが高いわけですね。所得税に比べて関心がむしろ低いと申しますが、間接税のウェイトが高いために、付加価値税が非常に多い国がこれを採用してはいます。そうしますと、物価が上がりましてその分が間接税で入つてくるという仕組みです。ですから、ここの方の直接税のインデクセーションもあり得るということですね。

そういうことで、やはり総合的に考えますと、各国での実験の結果といひますから、そういうところでは結果的には増税をしている国がフランスあたりで多いわけですね。これは付加価値税はありますけれども、さらに従量税を増税するといふことで赤字を埋める。それでカナダはそういうふ

うに状況が悪化してインフレが深まる。

私も、この間も予算委員会でもっと新聞に皮肉られたのですが……(伊藤(茂)委員「内容を聞いていないんじゃないよ」と呼ぶ)ちょっと聞いていたかないと、議論の交換ですから。

OECDの租税委員会、これは私も出たのですが、そのときにインフレに対してそれを組み込んだ制度は財政上正しくないというのをドイツの代表は主張していました。その結果が、現在のインフレ状況としては日本とドイツがいいということとは、結果論としてはこういう制度の評価としては大事だと思っています。

日本の評価としては、高度成長が続いておった時期に物価以上に非常に引き上げてきたということとで、四十年では日本が一番低かったわけですね。五十万を下回るくらい規模だったのが、いま二百万というので、フランスと大体同じで一番高い水準である。フランスは間接税が高い。そういうことで、非常に長いという中長期的に見ればまだどういふ評価があるか、いまのところはこれでやれない財政状況ですが、いづれにしましても、本制度としては、私のいまの調査の結果では常識ではない、むしろいろいろな反省がされておるといふ感じがいたします。しかし、これは今後ともよく資料の交換、提供をいたしながら、検討をフエアにやっていくという点では同感であります。

○伊藤(茂)委員 主税局長は、何か私の質問しないことまでやや意気込んで反論を展開しているけれども、私の方はフエアルールでこういうことを話題にしましょうということを言っておるので、そうですということを言ってもらえればいいのですが、ただ私は、一々具体的にわれわれも反論を全部用意しているから、それから政府がこういうことを言うであろうということは活字にして持っているからやりすけれども、申し上げたのはルーナンで、ただ主税局長、言うならば、政務次官もそうですけれども、肝心なことを忘れては困ると思うのです。

なぜ、こういう声が日本で起こってきたのか。それは、先ほども申し上げたように、とにかく毎年の自然増収の中でも五割、六割あるいは六割以上というのが所得税にかかってくる。しかもその多くの部分がサラリーマンの源泉にかかってくる。クロソンの問題もある。ベースアップの二倍以上のテンポで税金はふえていく、実質賃金は上がらない、これは切実な庶民の声ですよ。こういうものをどう改革するのかというまじめな気持ちが出て、諸外国の制度がどうかとか言っちゃって、それは私は違うと思うのです。そういうものにどうかたえて公正な、あるいは取る、取られる気持ちではなくて、やはり社会のためにこれは負担をしなくちゃならぬというふうな国民の方から、それが大前提だと思ふので、そういう視点を抜きにした論争ということでは意味がないのではないだろうか、私はそれだけ申し上げておきます。

いづれにしても、こういうことは政府と私どもとの間での議論も結構でしょう。ここでもっとさまざまな豊富なデータを出し、資料を出して議論してもらふべきであります。私は、できたから、これは委員会のルールとしては若干違いますが、これも前からこういう問題についてラウンドテーブルで、政府対野党ではなくて各党みんなが意見を出し合って大いに討論し合う、国民の切実な税制、財政再建の問題ですから、そういうふうなこともして議論をしていきたいというふうな考えておりますが、私は手続だけを聞くつもりだったので、それだけにしておきます。議論は改めてみっちりやりたいと思います。

次に、若干技術的な問題でお考えを聞きたいのですが、先ほども戸田さんの質問の中で、いわゆる直間比率についての考え方の問題がありました。これは先ほど議論もありましたし、本会議でも私ども同僚議員の質問もございました。これは七、三というよりも七をちょっと上回り三をちょっと切るといふ状況になってきているわけですが、これをどうするか。大臣の、五、五が望ましいけれどもせめて六、四ぐらいの比率がいいのではないだろうかというお考えは、いろんな報道を通じて何回も聞いております。それから報道を見ておりましたら、臨調あるいは税調というふうな中でも、こういうことについての話題が大部分出ているようにあります。

ただ、私は、直間比率の問題について、政治上の判断は別に技術論として伺いたいのです。一つは、一般消費税のような新たな税制をもつて直間比率を変えようというケースがあると思います。もう一つは、現在の税制の中で直間比率をどうするかという問題です。前者の方は非常に大きな問題でありまして、亡くなられた大平さんの当時に出来た一般消費税、あれがあのまま出てくるということでは、私は政治的にはあり得ない判断をいたしております。後者の方で考えれば、たとえば間接税の主な税目で言えば、まあ三つくらいしかないと思います。税目の大きなものとしては、物品税、酒税、揮発油税くらいなのですね。

それで伺いたいのですが、たとえばまず一つ物品税の問題でありますけれども、昨年、物品税の幅の拡大、税率のアップの審議を通じて非常に特徴的になったのは、一体この税金とは本質的に性格は何であるかということがお互いによくわからないう。いままでの議事録を繰ってみますと、政務次官なども大変正直に、性格的にはなかなか明瞭にならない実はいかに性格的でありましてというふうなことも言われているような状態です。つまり、基本的にこれは奢侈品課税である。しかし、何が奢侈品であり何がぜいたく品であるか、すべてその多くの部分が日常生活必需品というふうなことになるのじゃないかというふうな、さまざまな議論が行われました。

私は、物の考え方として、そういうふうな形の基本的性格、要するに戦時立法の税法から始まったこの沿革を振り返れば言いませんが、そういうものを拡大する、あるいは税率を上げる、そして事実上の消費税的なものを持つていくという間接税の税率を上げる大きなことにしていくことは、私は、もともと税のあり方から無理なんではないだろうか、ある意味では根柢からあり方が問われなければならない税目ではないだろうかというふうな思ふわけでありまして、先日の毎日新聞ですとか何か見ましたら、一面トップで税調でそれを考えている、このたぐいのものがときどき大きく出ますからあれですが、出ておりました。責任ある主税局長はどう考えますか。

○福田(幸)政府委員 直間の問題というのは、今後の方向ということでなかなかはっきりしたこととを申し上げられないので、一般論で直間と言ふときに直を一つにくくっているところについて問題があると思うのです。直というのは所得税と法人税であるということが案外抜かされておりました。日本の税制で一番特色のあるのは、法人税の割合が高いということとを皆忘れられているようであります。諸外国では法人税の割合は日本非常に小さくて、その反面、所得税の割合は日本よりはるかに高いわけです。

そういうことで、全体の税収の中で言えば、直間比率というときに、直間という前に直接税の中であとかという議論が今後あるかと思ふます。日本は、五十七年度で税収の中で三十一、約三分の一が法人税、それから三十九が所得税です。しかし、この中で給与所得分はまだ小さくなりますが、そしてあとは個別物品税が二七、これはもう御承知のとおりです。これが西ドイツですと、法人税は六・八しかない、所得税が四一で、付加価値税という課税ベースの広いのが約三割、残りは個別物品税です。ちょっと答弁が長くなるのですが、フランスですと御承知の付加価値税が四四、そして法人税は一〇・三で所得税は二三、その他の個別物品が一六・幾つです。

ですから、直間と言わないで租税構造をどう考えるかという議論が大事な気がします。そのときに、いまのような租税構造ということを考えませ

んと、直ちに一律の間接税議論に入りますけれども、まずその前提の議論があるということです。

それから物品税自体、現在個別物品税であるというところは、税制の理屈だけで言いますと非常におかれた税制であるのは間違いない。これは第一種が小売で第二種が製造ということになっていますし、その物品の扱い方はいろいろ理由があつて拾われておりますけれども、奢侈品が何かとか、こういうものを外すべきだといふときのマルグマールが非常ににくい個別物品税をとっている先進諸国はないわけでございます。酒とかたばことか揮発油税とかいふものが個別物品税の柱であるわけで、あとのところは八十品目ですか、ちょっとあれですが、個別品目で何を拾い上げるか、またそれを税率に応じてグルーピングするのにどういふ基準で考えるか、これは税制としては困難がある、そして抜けているものがあるというふうな問題、それはやはり税制自体としては問題がある。しかし、性格としては転嫁を予定しておるといふ間接税であることは間違いないわけです。

先ほどの新聞での報道、これはわれわれ全然知らない問題でございまして、物品税自体には問題があるが、これをどういふ方向で考えるかというところについては、いま具体的な案がありません。もつと基本的な検討も必要かと思ひますが、この物品税をどう広げるといふことが直間比率の是正策として検討されて、いま具体的に取上げられているというところではございません。一般論としての検討はやっておりますが、やはり問題が多いというところは税制論としては言えると思ひます。

○伊藤(茂)委員 いまのままでは問題が多いという考え方は私も同じであります。しかし、個別物品税という形から新たな一般論ということにならないようにということだけは警告を申し上げておきます。

それから、さっき三つ申し上げましたが、もう一つは酒税の問題がありますね。これも二兆円近い大きな税目であります。昨年のいまごろ酒税の

審議をやっております、そのときに特に清酒の等級のいまのあり方がいいのかどうかというようなどことも含めまして、酒税のあり方についての検討をやっておりますというお話がありました。また、昨年春以来関係団体等も含めていろいろな研究討議がなされているようではありますが、その後どうなっておりますでしょうか。

たとえば等級制の問題と関連しますが、特級、一級、二級、もちろん二級酒が消費の量としては一番多い、税金が一番安い。わが大蔵省としては、たまたま等級制廃止といういい議論もあつたから、この際全部一級酒の方に合わせてしまおう、まあ特級酒の千円以上の税金に合わせるわけにはいかぬだろうと思ひますけれども、この際それを通じて税収増を図る。ですから、安くても酒を飲むというよりも、等級制廃止を機会にして均一料金で高くなったものを飲まなければならぬというふうなことを意図しているのではないかとこの心配も実はあるわけでありまして、私は余り飲まないのですけれども、最近清酒の消費量も落ちてきているようでありまして、なかなか伸びないようでありまして、いろいろな意味で業界からも問題があるだろうと思ひますが、間接税の二つ目の大きな税目であるこの酒税について、どんなめどの作業が行われておりますか。

○福田(幸)政府委員 酒は、間接税の物品としては、さきの物品税とまた特殊の性格を持った課税対象であらうと思ひます。それで、この酒、たばこ、あと揮発油税を申し上げたのですが、これは自動車関係ということでしょう。残り三本柱があるわけですが、物品税は一般消費税に扱っていただきますけれども、これは各国とも同じ考え方をとっています。

そこで、この酒のところはいま御指摘の点が昨年からございまして、われわれもそういう問題意識を持っていますので、昨年の六月以来酒税問題懇談会というのを、これは主税局の関係の勉強会ということ、関係業界また学者の方も入って勉強をやっています。これでいろいろ問題点を詰

めまして、基本的な方向を出していく必要がやはりあると思ひます。酒税法も非常に古くなつておりますし、今後どう考えるか。

たとえば、やはり酒税をかける理由というのがまず要すると思ひますし、さらに級別の問題が確かでございます。いま官能試験で級別をやっております、それを率に絡めておりますけれども、従量税が相当部分で従価税が上の方の価格についてはあるという体系、この従量と従価をどう考えるかというところと級別の問題、それから車出しのところではいかけていますけれども、担税力から見れば小売価格もしくは従価税というものが正しいのではないかと、いい物は高く売れるという前提であれば、それを前提にした税率の方がいいのではないかとこの間接税としての原則的な考え方もあるわけですが、いまのような従量税で、しかもそれが級別ということと段階を設けておられるけれども、そこが客観性があるのか。それでいま二級酒がふえておられるわけで、審査に持っていなければ二級酒になつてしまふわけですね。

ですから、いい酒でも持っていなければ二級酒で税率は低い、そして二級酒がうまいというふうな宣伝されますと、いい酒を審査を受けて高い税率を払つておられるところのバランスをどう考えるかという点では、やはりいまおかしな姿になつておるといふ気がいたします。値段に応じた課税が本来の間接税のあり方ですから、この辺を基本的なところで解決するかを税制として合理的に考えるべきで、これをただ増税策というふうな短期的な見方でなくて、その辺を基本的な検討した上で見直しを要するところは見直すという姿勢で取り組んでおるといふことでありまして、直ちにこれが増税策というよりも、適正な負担をどういふ形で求めるかというのがこの作業の問題であらうと思ひます。

○伊藤(茂)委員 いまの話を開きますと、合理化であつて税金を上げ取るチャンスという気持ちではなさそうでありまして、その点はきちんとして作業を進めていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ揮発油税があります。これは前からいつも議論になつていて道路財源、特定財源の問題でありますし、税調でも臨調でもさまざまな意見が出されているし、また答申の中にも若干表現されているということも御承知のとおりであります。また、今年度は特にあれはなかつたわけでありまして、このように財政事情のもとで揮発油税の今後の使途、あり方の問題について、これから今年、来年と重要な時期であります、この点についてもさまざまな抵抗はありますけれども、ひとつあるべき方向も考えるべきではないかと思ひますが、どうでしょう。

○福田(幸)政府委員 順を追つて御質問をいただきます。その最後が揮発油税の特定財源の問題であらうと思ひますが、税の理論だけで申しますと、これは税調でも指摘されていますように、その使途が何かの歳出に特定されるということは、税の立場から見れば好ましくないというものが本来の姿です。財政の硬直化を招く。また、そこに縛られて、その歳入の性格が特定されてしまつて弾力性をなくするということは、税の立場から見るとやはり問題があると思ひますが、現在の道路の問題、それをどういふふうに評価するかは主計局の歳出面での問題でもありますが、これはまた別の見方があるかと思ひます。主計局の方から答弁すると思ひますが、税の方だけの議論では、いろいろな広い角度から検討を要するといふふうに指摘されております。

○伊藤(茂)委員 直間比率に関係をして大きな税目の三つだけ、取り扱いといひますか、考え方を聞きました。

私は、これらの税目それぞれについては否定的な、上げるという意味での、あるいは大きな増収をここにさらに求めるという意味で否定的な言葉で申し上げたわけでありまして、議論としては、直間比率の問題がこれからさらに差が大きくなつていくのかどうか、いろいろな議論は私も当然あり得るだらうと思ひます。ただ私の気持ちとしては、とにかくいまのような税の不公平は正さるべき

○福田(幸)政府委員　税収の実績をずっと見てまゐるわけでありまして、予算編成期が十一月の終りから十二月の初め、税収がわかっているのは十月までであつたわけではありますが、それまでのところで実績を見まして、先ほどのように、物価の関連とか景気の関係から、そのへこみが回復し切れないと見られるものについては補正をするというのがやはり正しいことじゃなからうか。ずつと実績を待つということよりも、また赤字国債がその結果出るということはわれわれは関知しませんで、むしろ税収だけの観点からいけば、そこで補正を出すことの方がフェアであらうということであります。

主税局長、率直に伺いますが、五十七年度予算の租税負担率、国民所得比及びGNP対比何%になりますか。

たしております。これについての是非も財特法の議論などいろいろな出てまいりと思ひますけれども、一応それを前提に置いて考えますと、新経済

的にはまだはつきりいたしておりません。
いずれにしましても、この二六・五を超えましても、これは、その中で一般会計はどうだとい

です。それは全体を通した中期の目標値その他を明確に、どういふふうが続いて、変えるのか変えないのか、どうなるのかというのをやらないと、多くの国民の目にはわからぬんじゃないかと思うわけでありまして、大臣、どうですか。

○福田(幸)政府委員 ちよつと補足いたしますが、中期答申で言っています三〇%程度を上げるといふ話の前提の前提のところに、歳出に対して税が八〇%程度の割合まで引き上げられるべきであるという前提でこの三〇%、一%が自然増収で二%が負担の引き上げ、こう言っています前提は、歳入歳入が受益に対して負担がどうかという議論が根拠にあるわけでございます。これが中期展望ともまた絡むわけで、この八〇%といふのが四十年代のが国の受益に対する負担の割合であるわけですね。四十年では八一・九、四十五年は八九・一といふわけですね。これが五十七年では七三・七になつておるわけでございます。開きが下がっております。したがって、中期答申が言っています八〇%に至るための過程は変わらぬ。

外国の場合も御参考に申し上げますと、アメリカは八九・一で、大減税を今度やってもこれはそんなに変わらないというが、八七ぐらいだと思ふのですが、いずれにしても相当高い数字。フランスが五十五年には八九・九といふ、九〇%は税金で賄つておる。イギリス、西ドイツも八二であるわけですから、日本の場合、七〇を出るところの歳出に対する歳入の割合のこの開きは、中期答申が言っていますこの八〇まで引き上げるというところのバックにあるわけですから、そういう姿は変わらないままであるといふことは租税負担率だけをとって議論することよりも重要なことでありまして、おっしゃっている点は、確かに整合性のある、負担率をわかりやすくという点につきましては、このフォローアップの一環として今後検討される問題であらうと思ひます。むしろ中期展望のギャップの問題及びこの歳入歳入の割合の開きの問題が端的な財政の状況であらう、こう思ひま

す。

○伊藤(茂)委員 大臣にお願いいたしますけれども、これはプロの説明はあります。しかし大体常識で見ても、われわれでも、それからいろいろ新聞報道でも、経済新聞でも雑誌でも書いていますよ。

それぞれの中期の計画がある。これが閣議了解のベースである。それでは三ポイントアップであるとか、そのうち二ポイントは増税であるとか、これは消費税であるといふことが全部書いてありますからね。新経済社会七カ年計画では昭和六十年二六・五である、これは一体どうなるのかといふことを頭に置いていろいろ検討をするわけですね。大蔵省主税局からこの間もらつた租税負担率といふのが一番最初にあるから、その歴年出た数字を全部見てみました。五十七年は僕がさっき言つたとおり書いてあります。それは、これでい

たら五十九年や六十年じゃない、来年度達成じゃないか、どうなのかな。

要するに、これは主税局長が言うようなさまざまな理屈があるのならば、そういうふうになんか書いてもらわなくちゃならないわけだし、そうでないならば、とにかく計画を変えるか、あるいはこれ以上増税をしないか、わかるようにしてやらなければならぬだらうと思ふのです。そうでないと、多くの国民の皆さんも一体これから税金をどれだけ払つて社会はどうなるのか、私もといひましたし、歳入歳出を一体どういふふうにして考えたらいのかといふことについて正確な議論がしにくいといふことになりまふ。やはりその辺は考えてもらふ必要があると思ふのです。

○渡辺(国務大臣) 実はこの予算論議の際も同じような質問が現実にお党の中で出ておるわけですよ。別にここで初めて出たわけじゃない。

本間にこの七カ年計画といふのはあつたおりのか、そんなに高い成長率がずっと続くのか、もし続かないとすれば、収入面だけでかく出

ちやつて、それで結局はそんなに税収が入らないといふことになつたらば、財政再建の計画が立たなくなつてしまふのじゃないか、余りでもしな

いであつたことを書かない方がいゝとか、いろいろ議論はあるんですよ。しかし、現にそういうような七カ年計画がある以上、将来の見通しを立てるとしても、一応それをよりどころにしないで

立てれば、じゃこれは何をよりどころにしないで

たんだといふことにすぎないですね。したがって、この問題は根本的な大きな問題なんです。

現段階においては、やはり七カ年計画を毎年フ

ォローアップはしておりますが、フォローアップ

と言へば一年分だけはいけれども、その後の分は前のままなんだから、これは毎年やるように

困るから、三年ぐらゐやらなくてもいいように、もう一遍抜本的に見直したらいじゃないかとい

う議論もございまして。

しかし、私さつぱらんな話を申し上げます

と、これは予算委員会の真つ最中でして、もうそのことだけで、なかなかそこに取り組んでいる余

裕がないといふのも現実の姿です。しかし私は、やはりいづれは謙虚に経済の実態、世界の趨勢等

を見て、そして一遍再検討しなければならぬのじ

やないだらうかな、私の所管じゃありませんよ、所管じゃありませんが、そういう感じを持つてお

ります。

しかし、そうすると、仮にGNPの伸び方がも

つと下がるということになれば、歳出がそのま

まならば租税負担はもつとふえるということにな

ります。当然そうなるわけですね。そんなに租税負

担をふやされたんじやかなわぬといふことになれ

ば、歳出をもつと切れといふ話になりますね。そ

こが国民の選んだ。結局、歳出を切るとい

つても、これを切るんだといふことになると、これはな

かなかむずかしいですね。軍事費を切れないとい

う人もあるにはありますが、そう簡単に割り切

つてしまつたら、これも簡単なんだが、そこはな

かなかそうはいかない。

そういうことで、そこをどういふふうにして

いくか。もう高度経済成長時代のもので

すから、何

でも国が持つて、国が持つて式な考

えの制度とい

うのがたくさんござい

ます。これは私は、まだ別に大

蔵省の中でも固まつたわけじゃないが、今後の問

題としては、やはり受益者負担の原則というもの

はもう一遍見直す必要があるんじゃないか。何

でも国家財政に依存というんじやなくて、受益者が

それ相応の負担をいふよりも多くするような何か

発想の転換を考えなければ、なかなか歳出カット

と言つてもそう簡単にできないんじゃないかとい

う気がしております。

したがって、いづれ時間をもらつて、そうい

うな現実の姿と乖離があるといふことにな

れば、そういう計画は余り役に立たないといふこと

になるわけですから、それは役に立つか役に立た

ないかも含めて一遍検討する必要があるだらう、

そう思つております。

○伊藤(茂)委員 大臣は御答申の中で、受益者負

担の見直し、考え直しといふ方まで触れまし

たが、それは全然別な問題で、これはいろいろ議

論がありますから。

大臣は長くいられないようですから、二つ一

緒をお願いをして、予算委員会に行つていただ

いて結構だと思ひますが、一つは租税負担率、それ

から中期計画というふうな観点で御質問を申し上げ

たんですが、私はそれらを改めて読み直して

みますと、新経済社会七カ年計画にしても、公共投資

を当初二百四十兆とかそれから今度百九十兆と

か、何かそういう意味で経済刺激が、経済と財政

と裏表ですからあれですが、当然裏表で両方とも

重要視しなければならぬわけですが、何か経済あ

るいは公共投資、何がどうとか、そういうところ

が非常に大きな印象になつて計画がつくられて

いる。これは大蔵省でなくて経企庁がつくるわけ

ですから、そうなりやすいかもしれませぬ。

ただ私は、財政再建期間五十七、五十八、五十

九、それから場合によつては財政再建期間を二年

ほど延ばそうといふ話もあるわけでありま

す。今度の予算でもたぐさんのツケ合わせがあるわけ

であります。本格的償還期間が来る昭和六十年以降

しばらくの間も非常にむずかしい財政運営だ。そうなるにつれて、経済見直しも結構だ、大臣がさっき言われた問題を含めても結構でしょうけれども、いろいろな意味で、やはりこの財政というものをどう持っていくのかという視点を相当大きくした見直しといえますが、そういうものをやっていく必要がある。

それから大臣も言われましたように、毎年のフオーアアップもありまされども、やはりどういう形がいいか。本体を抜本的に見直すということになるのか、あるいは何らかの半分ぐらいの姿勢で、毎年のフオーアアップをやなくて、もう一つ何年か見直したフオーアアップをする、フオーアアップというのか、ローリングとか何かやってみる。いろいろな方法があるでしょう。しかし私は、その財政論を中心に置いた見直しをしない、さまたげな問題がうまくいかないんじゃないかという気がするわけでありまして、その御感想が一つであります。

それから、時間ですから大臣にぜひ伺いたいことは、さつき休憩前に主税局長に五十六年度補正でなせ四百二十四億減収、頭のいい主税局長は相当確信があったんだらうと思えますけれども、うちの佐藤議員その他某氏がした計算では、とてもそういかぬじゃないか。まあ折るような気持ちで眺めているというふうなお話もございまして、たけれども、私は、そのとおりいかぬか、まあ神のみぞ知ると言ったらあれですけども、なかなかむずかしいところであらうと思えます。そういう現実ですから、さまたげな可能性があると思うのです。場合によつては、ばかばかと税金が入って、三月決算もえらく景気がよくて、補正どおりでおさまるといふことがあるかもしれぬ。私はあり得ないと思えますけれども、仮定としてはですね。そのほか、たとえば五、六千億ぐらいの場合とかあるいは一兆円ぐらいの場合とか、場合によつては一兆円を超すとか、いろいろなケースが態様としては考えられなければならぬと私は思います。

いままでの予算委員会その他の議論を伺いしても、そこになると第二次補正は組まないし何とかかんとかという話なんです、まあここは大蔵委員会、お互いの専門委員会のことですから、正直言つて、当然ながらこういう時期ですから昨年以上に不用額を出すようにというのか、あるいはこれからの財政運営でむだ遣いをしないようにというのか、節約をするようにというのか、こんなことは当然考えられることではないだろうか。昨年の場合にはああいう経過がありまして、不用額を出せ出せとみんな騒いで、官邸からも言う、大蔵大臣からもお達しをするというふうなこともありましたが、そんなことは当然あることではないだろうかというところが一つ。にもかかわらず、補正でおさまらないことも考えられると思ひます。その場合には、これは政策論、理屈抜き、大体そのときに手当てしなければならぬであろうことは、予備費の残とか不用額とか税外収入とかなんとかでつじつまを合わせる。それがむずかしければ、これは法律であるわけですから決算調整資金に手をつける。それでもだめな場合には、国債整理基金からお金をお借りして一年後に少しずつ返す。

こういう一、二、三、四という順番になつてくると思ふのです、取り扱ひとしては、これは私も担当委員会としてはきわめて当然のことであらうと思ふわけですが、そう思ひます。

○渡辺国務大臣 これもいろいろ議論が実はあったのでございまして、四千億減収かどうかだつてわからないのじゃないか、だから二兆円国債減額と言つてあるのだから、ともかくそれで決算してみた結果でいいんじゃないかという議論も実は一方にあるのです。しかし、現実には物価の安定、景気の立ちおくれ等から物品税等が予想よりも極端に低いという事実がはつきりしてきておれば、それは毎月月報の入るやつは大体わかるわけですから、法人税のように昔は年二回決算だったから非常につかみやすかつたのだけれども、商法の改正や今度銀行法の改正によつて年一回決算という

ことになつてくると、決算が出なければならぬというふうなむずかしさもございまして、したがって、わかつたものだけ、これは政治的な問題は何か考える必要はない、これは見積もりなわけですから、与えられた資料の中で見積もつて、どれくらい足りない危険性があるかというところで出した数字が四千五百億ということでありまして、それは二兆円減額が、三千七百五十億の赤字国債がその分だけ追加発行、つまり二兆円減額にならないで、それを引いたものが減額ということになるけれども、これは最初の目標はそこを挑戦したのだが、途中で、経済は生き物だから、後になつて結果が出ることなんだし、だからそれは直したいじゃないかということになりまして、それで補正予算を出したということなんです。したがって、現段階においてそれ以上に実際法人税も所得税もわからないというのが本当のことなんです。ですから、第二次補正は組まないという考え方でございまして。

仮に、それじゃ、それで組まないのはいいが、後になつて赤字が出たときはどうするのだ、税収不足がもつと出たらどうするのだという議論が必ずございまして。しかし、これは仮定の問題でございまして、そういう現実のものにぶつかれば、われわれは行政に支障のないようにやらなければならぬこととございまして、それは当然に、いま言ったようないろいろな予算の節約、それから不用額、何も急がなくてもいいものは残せと言います。そういうようなことは、税外収入で急いで何か売れるものはないかと、そういうものもやります。いろいろなやつで、それでその結果またどうなるかということになると、これは六月過ぎなければわからないわけではございまして。そしてどうしても足りないときには、そういう万一の場合の手段方法もあるわけですから、その場合は当然そういうようなものも使うこともあるかも知れない。しかし、いまのところは全然考えていないということとございまして。

○伊藤(茂)委員 大臣が行つたから言うわけじゃないけれども、いままでの予算委員会などの答弁を新聞で見ても、上下三％から五％ぐらいは誤差の範囲なんというのを二、三回見ました。三％から五％ぐらいの範囲というのと、一兆何千億ということになるのじゃないですか。いづれにしても兆以上になりますよ。私は、財政当局の姿勢としては、もう誠心誠意極力確実な見直しを立てるよう努力をする。それから、相当大幅な誤差が出る、とにかく補正の上にならぬ出て合計して一兆何千億になつたとか、そういうことについては襟を正してさらに努力をするというのが姿勢じゃないだろうか。何か居直るような言葉に聞こえるから、そういう姿勢は国民から財政を預かる立場の者のとるべき言葉や姿勢ではないだろうというふうな気がいたします。

主税局長に一つ伺ひますが、さつきの税負担率との関連ですが、勤労者の所得税の特に源泉分が非常に急激な伸びを示している、過大な負担であるということが言われているわけでありまして。その中の一つとして、法人税と所得税、源泉分と申告分があるわけでありまして、その伸び率が非常に特徴的な動きを示している。大まかな数字を挙げますけれども、昭和三十五年に所得税一〇に対して法人税一四・七、それから昭和四十年か四十五年ごろには所得税が一〇に対して法人税も大体一〇、それから昭和五十年以降最近の状態では、所得税一〇に対して法人税は七・五から八、言うならば、昭和三十五年ごろに比べて所得税に対する法人税の割合が半減に近いような状況が出ている。

確かに、一つの統計で企業剰余という数字と雇用所得という数字を見れば、何となくそれと合うような数字が並んでおります。ところが、実際の企業利益の伸び、それから勤労者の実質生活水準、これは総理府、労働省それぞれ出しているところでも申し上げるまでもないわけでありまして、この一、二年統計で初めてなんという可処分所得の伸び率、実質賃金の度合いなどが出ているわけでありまして。

私も、時間がなくてそういういろんなデータを全部並べて見ているわけじゃないのですが、私は、国民所得の中における企業剰余というものと雇用所得のトータル数字だけでは、こういう変化をそのままだと認めるというのはいくらも解せない。やはりこういうことについてもっと多面的な分析を行って、そして社会的に公平感が出るような努力をしなければならぬというふうな感じがするわけでありまして、所得税、法人税のこういう特徴的な変化については、どうお考えになりますか。

○福田(幸)政府委員 国税収入の中の所得税、法人税の比率から見ての御質問だと思いますが、いま伸び率で御比較になっておりまして、これは端的には国税収入の中の所得税と法人税の割合ということで見れば同じことになりまして、四十年間で所得税が二九・六、法人税が二八・三、こうあったわけですが、五十七年度では所得税が三九・三、法人税が三一・三で、この間所得税のウェイトが九・七上がっております。法人税が三・〇のプラスだということが構成比としては言えるわけですが、いざにしまして、所得税の方が法人税より大きいという構成比は変わっていません。

それで、ちょっと時間をいただきたいのですが、GNPに対する国税の負担率は、先ほどのように四十年度が九・八、これは一一・九に二・一ポイント上がっています。個人所得に対する所得税負担率は四十年度の三・四七が五十五年度四・七三となつていますので、一・二六のプラス。ところが、法人所得に対する法人税負担率、法人所得に対する法人税全体の負担ですが、四十年度の三・二六、これが五十五年度に四・七三になつて

いますので、一四・七ポイント上がつておるといふのも数字の示す事実であるわけですが、むしろ法人の負担率が高まつておるといふことがこの数字から出ます。それからもう一つ、最初に申し上げました所得税のシエアの方が法人税のシエアより高まつてお

る、三・〇より九・七、伸び率の関係から来るわけですが、このバックにございますのは、基本的に法人所得の伸びより個人所得の伸び、税というよりも個人所得の伸びが高いということ、それからもう一つは、言うまでもなく所得税の累進構造から来るわけですが、この法人所得と個人所得の比較をやる必要があると思います。御指摘のマクロで見るといふ場合、国民所得は四十年と五十五年度の間に七・三倍にふえておりますが、個人所得は八・二倍、法人所得は六・六倍。したがって、個人所得の方が所得自体として伸びが大きいので、それが累進構造と加えてシエアの拡大になっておるといふことです。

さらに、もう少し加えさせてもらいますと、法人税の実効税率の比較は、御承知のとおり日本の場合五一・五で諸外国と大体似ておる。税収に占める所得税と法人税のウェイトでございますけれども、日本の場合、五十五年度で三八・一が所得税、法人税が三一・四ですが、所得税の方が三八・一というのは、大体国際的に見ますと税収中のウェイトとしてはどちらかといえば低い方です。英国が四〇、西ドイツが四一・五、フランスは低いのですが、いざにしまして英国、西ドイツより若干低いぐらいの税収ウェイト。ところが法人税のウェイトは必ずば抜けて高いということ、三一・四と申しますのは、英国が八・〇、西ドイツ六・八、フランス一〇・三というふうな税収の構成比を持つておるといふことも、この所得税と法人税の割合という点では国際比較として指摘できる、こう考えます。

○伊藤(茂)委員 時間がなから、主税局長、改めて別の機会にでも、こういう場でも一通り議論したいと思ひます。

主税局長がおっしゃつたような数字の御説明は確かにあります。政府が言われているのも大体そういう方向でいまままで説明されてきました。同時に、私は、もうちょっと違った視点、GNPの中における雇用所得の総額というものは確かに大きな伸びを示している。ところが、現実には実質賃

金とか可処分所得とか、いろいろな統計が非常に厳しい状態に推移をしているという視点というものは、生活実感として当然考えなければならぬ。視点ではないだろうかというふうに思ひますし、それから企業剰余の問題にしても、じやこういう数字が出てくる現在の試算の計算の仕方の問題なり仕組みの問題でもあるだろうと思ひます。

たとえば欠損会社が四七％とか、そういう実態というものを一体そのままとらえていいのかどうかというところもあると思ひますし、それから業界によつて景気のいい悪いが非常にありますけれども、全体としての利益の伸び率というの、まあオイルショックのときみたいなものもありますけれども、相当高い伸び率を示しているというのもあるわけでありまして、ですから、いまいつも言われているようなお話を伺ひましたが、そういう別の視点からのことも研究して、ぜひまた議論させていただきたいというふうに思ひます。

時間がありませんので、自治省と建設省に來ていただいておりますので、そちらの方に質問をしたいと思ひます。

一つは固定資産税の問題であります。これは地方行政委員会とか自治省担当の方でいろいろな形で議論がなされたと思ひます。また地方財政の視点というものをベースに置きながら議論をされるということになるわけでありまして、私は、大蔵税の視点から見ますといういろいろな問題を感じるわけでありまして。

私とこの間の横浜全体でも平均アップ率が二六ないし二八、それから県の中では四〇％のアップ率というふうな場所があるというわけでありまして、課税の傾斜方式をとりまして一〇％以上上がつていく。たとえば二六ないし二八平均といったしますと、ことし一〇％、来年二一、そして再来年に二六か八かというふうなことになると思います。それから四〇％なんというところでは一五、三二、四〇とか、急テンポで上げなければならぬというところになるわけでありまして。

この間私とこの間に、ある退職者、これは恩給生活の方であります。長い手紙が来まして、金額がずうっと書いてありまして、まあ昔から住んでいないけれども払えない。まあ昔から住んでいないという市街地の中のものに家なんですね。固定資産税を払うために、切り売りをするか全部売って引越すか何かしなければならぬ、もうこの年になってとてもかなわぬという話でありまして、実は私もずいぶん身に付まされてその手紙を読んだわけでありまして。

それで、これらについてどう思われますか。幾つか申し上げますが、理論的に言えば、利益を生まない庶民の宅地、これが、一〇％、一五％ベイスアップになることはいまいましいけれども、それから、とにかくそれよりもはるかに高い率で上がつていく。それは地価が高い。しかし、それは売る財産ではない。私は、理屈から言えば応能主義の憲法に違反するという理屈にもなるんじゃないかという気がいたします。少なくとも、こういうものは据え置きが当然ではないだろうかという気がいたします。また、特に首都圏でも中心部よりちょっと離れたその辺のところが急激に地価の上昇率が高い。そういう急激に地価が上昇するところの勤労庶民への対応というものがあつていいのじゃないだろうか。たとえばはかの税制と同じようにに免税点とか基礎控除制度とかいろいろあつてもいいのじゃないかという気がいたします。これこそ地価上昇に対応する物価調整があつてもいいのじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、宅地並み課税の問題がいろいろございまして、これについては時間がありませんから、是非は避けます。しかし、宅地並み課税で今度決まったものは、まあ自民党税調でもずいぶん苦勞して、大臣、実力十分の方もずいぶん苦勞したようですけれども、十年間売らないといいますが、十年間とにかく営業意思表示をすればということ、五年見直しというのがありますけれども、じゃ一体農民の側で、市街化の中の土地でそういうことならば、十年間いままの家に住んで引越さない、そういうのも同じように特例の課税にする。そうしなければ、同じ町の中の農家の土地所有と、農家の土地所有といたってへんびなところじゃなくて、とにかくきれいに区画整理をしたところで、かつこうをつけて大根を植えているというふうなわけですから、いま勤労者と農家と階級対立というわけじゃありませんけれども、非常に不公平じゃないだろうか、取り扱ひとして、制度として不公平じゃないだろうかというふうな気がいたします。一応、商業地とか宅地というものの目的区分といえますが区分はあるわけでありまけれども、やはり利潤を生むために使っている土地の場合と勤労市民の場合の土地と、もっと明確な目的、利用区分があつて、税制も考えるべきではないだろうか。

幾つか申し上げましたけれども、私はとにかく、さつきちょっと申し上げましたが、長い手紙をいたしまして、本当にこれは大変だ、固定資産税を払うために自分の長年住んできたところを売らなくてはならぬというふうなこともあつてくるわけでありまして、特に地価急上昇地域、それから市街化の中の零細勤労市民の宅地にそういう配慮がなされるべきではないだろうか、地行や自治省などの関係もあると思いますが、特に私どもの方からは声を大にしてそれを言いたいというわけでありまして、お考えを伺いたい。

○湯浅説明員 固定資産税というのは、土地や家屋などの固定資産の所有者に対してまして、その資産の価額に応じて税負担を求めるといふ税でございます。

ざいします。この適正な資産価値を求めるために、土地あるいは家屋につきましては三年に一回ずつ評価がえを実施することになっているわけでございます。この評価がえの結果資産価値が増加するということがあった場合に、当然のことながら、これに対応いたしまして税額が増加するということになるわけでございます。

しかしながら、ただいま御指摘のとおり、評価がえに伴ひまして税負担の急激な増加があることも非常に問題がございまして、これを緩和するために、土地につきましては、今回御提案申し上げております地方税の改正におきまして、毎年度の税負担の増加を一定の範囲内にとどめるように負担調整措置を講ずることになっているわけでございます。また、その負担調整の刻みにつきましても、前回の評価がえよりもこれを細かくいたしまして、税負担の増加の緩和にさらに配慮を加えているところでございます。

また家屋につきましては、在米分の家屋でございますが、この従来から建つております家屋につきましては、今回の評価がえに伴ひまして前回の評価額を上回る場合には、原則として前回の評価額で据え置くという措置もとっているわけでございます。

また、先ほど御指摘の利益を生まない土地についてでございますが、住宅用地につきましては、二百平米以下のいわゆる小規模住宅用地につきましては価格の四分の一の課税をする、それからそのほかの住宅用地につきましてはその価格の二分の一の課税をさせてもらうというふうな特例措置を現在講じておりますけれども、今回の評価がえに際しまして、この特例措置はそのまま存続をしようというふうなことを考えているわけでございます。

こういう措置によりまして、評価がえに伴ひます税負担の急激な増加をできるだけ緩和するよう配慮をしております。

○伊藤(茂)委員 私が言っているのは、あなたが前提に言った、資産価値が値上がりして増加をする、税額も増加をする、緩和その他いろいろな努力はいたしますというわけなんです、その前提の考え方とところをどういう現実に合わせて考えないといふかぬじゃないだろうかというわけですね。

たとえば、これはちょっと特徴的な例になりますけれども、神奈川県で四〇%上がる。それで一五%、三三%、四〇%という刻みはどうなればそういうことで上がっていく。その場合に、一五%、三三%、四〇%払えるように収入がありましか。売ったときには入りますよ。売ったときに、その値段が上がったのなら、それに対応するように税金をいただくというところはあると思うのですよ。住んでいるうちにその支払うものは何にもないわけですからね。どうやって払いますか。どうやってその収入を確保しますか。

これは理論的に言へば、憲法問題からも理屈はいろいろあるんだけれども、地方財政の視点も考へて、少なくとも、いままでもそうだったかもしねぬけれども、特に今回の見直し、ことしの見直しについては、そういう特別な世帯にどうするかというのを検討する意味は非常にあるんじゃないだろうか、また検討しなければいけないんじゃないだろうか。それはあなたの方が検討して、最終的に、できます、できません、あると思います。しかし、何か検討しているところとまじめにやってみる。

大体、土地の値段が上がるのは、そこに住んでいる人たちのせいじゃないのですからね。これは、土地無業と言われる政府の責任なんだから。そういう視点がないと、さつき私のところの投書の例を申し上げましたが、あつちこつちそんな例が出てきますよ。とにかく値上がりによつてぼろもうけをする人もいますからね、それで泣く人もいますというところなんです、そういう地域の諸問題についてぜひ前向きに検討していただきたい、検討すべきではないかと思ひますが、一言だけその点について。

○湯浅説明員 固定資産税につきましては、ただいま私が申し上げましたとおり、市町村の税源といたしまして比較的広く税負担をしていただくというたてまえから、この税負担の額というものは、評価水準から申しまして、また税率からいたしまして、これは相当抑制した形で税負担をお願いしているというのが現実でございます。

さらに、この小規模住宅用地の問題でございますが、住宅用地につきましては特例措置を講じているということもございまして、また、上昇率が非常に高いところにつきましては負担調整措置も講ずるといふことで、できるだけ税負担の急激な増加がないよう努力をしております。今後はこの点につきましては努力は続けるわけでございますが、今回の改正におきましては、これによりまして何とか国民の御理解を賜りたいというふうに考えるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 まあそんな議論をしてもしようがありませんが、そういう切実な声がたくさん上がっているわけでありまして、ひとつ強力に押しかけるようにしますから。

あと、建設省に來ていただいておられますから、一つだけ最後にお願ひいたします。土地税制、宅地並み課税の取り扱ひの問題、それから譲渡税の緩和の問題とあるわけでありまして、住宅政策と兼ね合つてさまざまな議論もあるところでありますけれども、時間がございせんから、一つだけ伺いたいと思ひます。

それは、今回の改正と土地の供給の見通しの問題、土地が供給されなければ百三十万戸建たないわけでありまして、これは実績の問題ですね。税制緩和で供給がふえたというのは、たしか昭和四十四年当時には効果があつて、そういう数字があらわれたと思ひます。うちの方でも文句を言ひ、多数の力でこの譲渡税の緩和が何年か通つてきました。ところが、昨年度を見て、私のところの数字では、供給はかえつて減少しているという数字になっております。要するに、むちとあめ

と両面でやっただけでも、むしろの方もあめの方
も、実績として見通しの効果はないんじゃないの
かというふうに考えざるを得ないわけでありま
す。

それは、たとえば宅地並み課税の方について
も、業界の方からは、土地の供給拡大、その効果
のためにというわけでありますが、現在納めてい
る値段と土地の値段とをずっと計算をしてみます
と、本当にこれはごくごくわずかですね。一〇〇
持つていれば、〇・五ぐらい売れば税金の分はす
ぐカバーできるというふうな状態でありまして、
実際には効果はないんじゃないだろうか。

要するに、時間がありませんから、理屈抜き
で、一体この二、三年間の税制緩和措置でどれだ
け増があったのか、それから、百三十万戸とも兼
ね合せて、今回の緩和によって確実にそういう動
きは変わって来るといふふうに考えているのか、
どの程度そういう見通しなり試算を持っているの
か。どうでしょう。

○黒川説明員 本年度の土地税制の改正につぎま
しては、われわれの基本的な考え方としてしまし
ては、昭和四十八、九年ごろの異常な土地投機をベ
ースにしまして、これに上がつております現在の土地
税制が、現在のような安定的な経済成長下におき
まして、土地の流動化について問題が生じてきて
いるという前提でいろいろお願いしていただので
ございまして、これにつぎましては本年度の政府
の提案によりまして抜本的な提案がなされており
ます。

先生御指摘のとおり、五十四年あるいは五十五
年においても優良住宅地について税制を緩和す
る、あるいはさらに一般のものにつきまして一部
緩和をするという税制改正がなされたわけでご
ざいます。その過程におきまして、税制の効果そ
のものとしましては相当な効果が期待され、また
効果があつたと思つておりますけれども、いかん
せん土地の流動の絶対量そのものと申しますと、
やはり全体の経済の状況あるいはその当時におき
ますその後の地価上昇の見込み、そういったもの

ものの社会的経済的諸要因によりまして影響を受
けてまして、その効果が若干減殺されて出てきてい
るというところはあろうかと思ひます。

本年度の土地税制の改正でございますけれども
も、宅地並み課税につきましても、やはりその適
正化を通じて土地の持っている価値にふさわ
しい利用というものに転換していくということが
期待されますし、それから譲渡税につきましても
長期安定的な制度ができるということで、土地の
流動化に大いに期待しているところでございま
す。

○伊藤(茂)委員 何を言っているのですか。私
は、いままでのあれでどれだけ効果がありました
か、今度どれだけ見込めますか、数字を言つてく
ださいと言っているのに、これは何もないで出し
ているのですか。皆さんの法案の説明には書いて
ありますよ。宅地の供給をして、優良宅地がどう
で、住宅百三十万戸建てるといふ話になつて
いるわけでしょう。ばくが調べてみたら、緩和し
たけれども、これはここ二、三年減っているの
だ。何の意味があるのですか。数字で言えるので
すか、言えないのですか。

○福田(幸)政府委員 かわりに答弁いたします
が、ここ三年ほどで面積も、長期、短期申します
と、長期が五十三年度七万五千ヘクタール、五十
四年度ふえまして八万六千、それから五十五年度
は減つて七万六千、短期が五十三年度が一萬一
千、五十四年度が一萬四千、五十五年度一萬五
千、これは面積の問題です。

それで課税額、譲渡価額で申しますと、五十五
年度で十三兆円ございまして、長期が八兆二千、
それから短期が四兆七千です。問題は、長期譲渡
のところは八千万超のところを御承知の四分の三
重課をやつていまして、八千万超のところでは
譲渡所得が〇・一兆円しか出てこないという姿に
なるわけですね。結局、そこから重課になるもの
ですから、八千万以上にならないように売るとか切
り売りするとか、そういうことで課税にならない
ようにしておるところがネックになつておつたと

いうのが数字であらわれております。
したがって、この四分の三重課を外しますと、
考えられることは、その阻害要因が消えますの
で、そこがあらわれるという意味で譲渡はふえる
でしょう。ただ、これを税収で見込むといふのは
われわれ土地についてはやみませんので、幾らと
いふふうに計算しておりません。しかし、ここが
頭打ちになつておつたのが数字に出ておりますの
で、ここを外せば、そこが切り売りのにはならな
いであつて出てくるということ、数字の経過か
ら言えるようにです。

それから譲渡の方は、これは重課税になつてい
ますけれども、いろいろな特別控除で課税になら
ないような形で控除を受けておるようです。した
がつて、その辺全部にらみまして税制改正のポイ
ントを置いたということ、四分の三を外す。そこ
で、十年という問題で四十四年一月一日以降とい
うのを十年で区切るということをあわせますと流
動化が始まるというのが税制の面の緩和という
か、そういう本則的な考え方になることによつて
阻害要因は消えるということが言えますので、そ
れでふえるということとは当然期待できる。ただ、
どのくらいになるかは見込みにくいということ
ですが、プラスになることは間違いない、こう考
えております。

○伊藤(茂)委員 建設省は知らなくとも、さすが
は大蔵省ですね。数字を並べましたが、もう時間
が過ぎましたから、これで終わりたいと思ひます
が、言いたかつたのは、大蔵省に要望したいの
は、たとえば私なんかにしても田園都市線沿線に
住んでおります。非常に名前はいいところだし、
青葉台なんて非常にいいのですが、もう最近宅地
で売りに出している家も七千万、八千万、九千万台
ですよ。みんな歩きながら、一体何様が住むん
だろ、どんな人が買うのだからかというふうな状
態ですね。百三十万戸も結構だけれども、やはり
何か異常に異常がたまつています。私は、そういう
状態が続いたら、住む人全体の気持ちにまでひず
みが出るような事態になるんじゃないだろうか

いう気も実はするわけでありまして。何か不動産協
会のいろいろな要望があつて、土地税制をどうす
る、あれがどうか続いておられますけれども、や
はり基本的に土地住宅政策を考え直す。大蔵省の
方も、いろいろと持ち込まれてそういうふうにい
つも応接をしながら、こんな法律をちょこちょこ
毎年出しているというのをしないように、政策
的展望のあるような対応を大蔵省がされますよう
に要望いたしまして、時間を過ぎて恐縮でござい
ました。

質問を終わります。
○森委員長 午後五時四十分再開することと
し、この際休憩いたします。
午後四時三十六分休憩

午後五時四十分開議
○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。鳥居一雄君。

○鳥居委員 まず、土地税制と土地政策について
伺いたいと思ひます。

これまでの土地税制を十数年見てみまして、ざ
っと猫の目税制の繰り返しで非常に評判の悪いと
ころであります。これまでの譲渡税は、四十四
年に緩和、四十七年後は二年刻みに小増強化、五
十一年には大幅の重課税方式に切りかえ、五十四
年に再び一部緩和、こういう様子。これは税制が
くるくる変わるということに対して、特に土地税
制を考えましたときに、税制緩和は近いんだから
土地の放出は待とう、こういう心理的な影響とい
うのが、特にここ二、三年、三年の土地供給
量の減少という形で出てくるように私は思えて
ならないのです。

そこで、土地税制と土地政策、この関係につぎ
まして、土地住宅問題の基本といふのは土地住宅
政策なのかあるいは土地住宅税制なのか、こうい
う基本的な問題であります。まず大臣のお考え
を伺います。
○渡辺国務大臣 私は、両面あるんじゃないか。

一つはやはり税制によって土地の供給をふやしたり、あるいはもう一つは物すごい地価値上がりを防ぐという目的もございましょう。それから不公平は正、不公平の問題をなくするという点もございましょう。

いずれにいたしましても、五十一年のときは、重課税をやったときには狂乱地価の後を受けてやっていたわけございまして、土地の値上がりは物すごい。それによって、凍結をしてでも地価値上がり、狂乱地価の一翼を抑えていこうというふうな考えが強く働きました。

今回は、要するにそれでは土地が動かない。現在住宅政策をやっても提供者がないということでは、これまた住宅を建てろといっても建たないわけですから、したがって、これについては土地が流動するように、そのときの経済情勢に即応して直すということにしたわけございまして。

しかしながら、これはどこまでも長期安定的な土地税制を確立するということが大事なことでございまして、またもう少したつたらもっと税率緩和になるんじゃないかというふうな考えがありまして、これはまた動かないということになります。

したがって、むしろ今回は特定の宅地等については分離課税を認めるが、これは三年限りです。よというふうなことで年限を切つて、その間に供給した人だけに恩恵を与えるというふうなことをやったり、あるいは、買つても宅地として利用しないというものについては土地保有税で重課をしていくというように、めりはりのついた土地供給に役立つ税制に改正をしようとおもふものでございまして。

○鳥居委員 昭和四十四年以降、土地問題解決の決め手として、需給のバランスの上から言つて供給量をふやす必要があるだろう、そして供給量が、土地が出てくれば地価は安定するのだ、こういう考え方のもとに緩和策がとられた。ところが、供給量がふえても、吐き出されました土地につきましても企業が土地を押さえる、投機的な取引が非常に横行いたしまして、地価は安定するどころか、これが狂乱土地地価というのを生み出した。これが第一期の土地税制の反省、教訓であつたと私は思うのです。

今回、昭和五十三年以降の次第に緩める政策をとることに転換いたしました。四十九年以降第二期と言われる時期を経まして、そして今回大幅な緩和策をとろうとしておられるが、一期のときの教訓をどういうふうにかきしめていくのか。まず、狂乱土地地価を生み出してしまったところに反省がなければ、今回の税制の上から言つての土地政策転換ということについては第一期の二の舞をするのではないかと、そういう心配が実は大いにあるだろうと思つております。この点についてはどうでしょうか。

○木内説明員 お答え申し上げます。先生の御指摘のように、四十四年当時の税制改正によりまして土地の流動量はかなりふえたわけございまして、それととも企業、法人の方が買い占め等に行つて不要不急の土地保有が多くなつたということも事実かと思ひます。

そういう反省の上に立つて今回考えるわけございまして、けれども、四十四年当時と違ひますのは、一つは、税制自体におきましては、四十四年は譲渡所得税の軽減のみでございまして、たとえば法人重課税とか特別土地保有税とか、そういう法人の方の対処措置がかわつて講じられておらなかったわけございまして、今回は法人の方の特別土地保有税あるいは法人重課税というふうな措置が一応講じられておりますので、税制の上でも違つた点があるわけございまして。

○委員長退席、粕谷委員長代理着席
そのほか、大きな違ひとして、御承知のように国土利用計画法が制定されて、国土法のもとで土地取引のチェックが厳重になされていくわけございまして。こういふことはかつて四十四年当時には全然なかったことございまして、今後とも国土法の土地取引チェック、規制の体系を厳格に実施することによりまして、こういった不要不急あるいは投機的取引のないような形

形で運用したい、そういうふうなものとございまして、今回の譲渡所得税の軽減をさせていただきたいと考えているわけございまして。なお、軽減と申しまして本則に戻すわけございまして、四十四年当時のように本則以上に軽減するという軽減ではないという点を申し添えておきたいと思つたわけございまして。

それからもう一つは、四十四年当時のような、四十年代後半の過剰流動性というふうなものにつきましても、関係各省等にお願ひしまして適切な抑制措置というものを考え願ひしておるということも当時と違つた情勢ではないかと考えているわけございまして。

○鳥居委員 私は、昭和四十三年七月に政府税調から出ました土地税制の出発点とも言うべき「土地税制のあり方」についての答申、この一節を取り上げざるを得ないのです。土地問題解決のためには土地税制に寄せられている期待は大きい、土地問題の深刻さが日を追つて深まるにつれて、土地税制に対する期待もまた高まつていふと思つた。こういう前提で

当調査会は、土地税制について慎重に検討した結果、現実には実施可能な税制上の施策によつて、需給の不均衡の是正を図ることにはおのづから限界があることを認めざるをえず、土地政策全般において土地税制の果たしうる役割は、あくまでも補完的、誘導的なものととらえる。とをこの際強調せざるをえないと考える。

さらに、税制と土地政策全般との適合性についての配慮を十分に行なわねば、土地税制のみが先行して何らかの措置を講ずるときは、かえつて将来にわたる土地政策全般の遂行を阻害する結果となる。こういう指摘をいたしております。つまり、土地税制に関しては、まず第一に税制が補完的であること、第二には総合的土地政策が必要であること、この二つの点が基本であるという指摘をしておりまして。

り狂乱土地地価を生み出してしまったという、その出発点に立たなければならぬと思つたのですけれども、その第一期の反省とも言うべき税調答申の税制のあり方についてつまみ食いのな税制をとつた、このために土地地価を生み出してしまひ土地の買い占めが非常に激しくなつた、こういう反省が実はあるわけでありまして。今回の答申を見ましても、五十七年度土地税制改正に当たつての政府税調の答申を見ましても、総合的な土地政策のあくまでも補完的な役割を土地税制というのにはやつていくべきなんだ、それから総合的な土地政策の確立が大事なんだ、この二点の指摘を相変わらずやつていくわけですね。

何いいますか、五十七年度土地税制改正、緩和策と並行して、総合的な土地政策はどうとらうとされていくのでしょうか。

○福田(幸)政府委員 いままでの経過と今回の改正の考え方をまず申し上げておきたいと思つたのですが、委員さま御指摘のとおり、まず四十四年から五十年の時期、これが第一期だと思ひます。ここでは、四十四年十二月三十一日以前に取得したもので保有期間五年を超え、これを長期とし、この分につきましては譲渡の時期に応じて比例税率で分離課税をするというのを、四十五、四十六年は譲渡の時期がその年であれば一〇%、四十七、四十八年であれば一五%、四十九、五十年であれば二〇%というふうに高くなつていくという税率を分離で設けることによって土地の供給促進を図るというところは、この答申にあります誘導的というところに着目したものであらうと思ひます。

一方、短期の方は、四十四年一月一日以降に取得したものにございまして、御存じの重課が四〇%相当もしくは全額総合課税した場合の上積み税額の一〇%という、短期については重課をやつておるというところで、投機的抑制についても着目したというところであらうと思ひます。

この間、四十九年四月以降のところで見ますと、これは取得は四十四年一月一日でございまして

けれども、法人につきまして、これは課税の強化をいたしておることが同時にあります。

したがって、この四十四年—五十年の第一期のところでは、この答申の中にございます「補完的、誘導的」ということ、もう少し詳しく申し上げますと、その補完的、誘導的を、土地の供給及び有効利用の促進という政策にする、及び需要の抑制ということ、及び開発利益の吸収の三側面政策のにとらえておる。補完的でありながらも、そういう政策面にわたり傾斜があったということが、いまの長期の方の段階的な税率による供給促進、一方において投機を抑える、需要の抑制という面を、短期の重課ということ及び法人に対する重課、これでやっておるという意味では、補完的、誘導的と言いつながら政策的観点が強かったというのが第一期であらうと思うのです。

第二期の五十一—五十四年のところは、この間投機的な動きが非常に出てきたということを受けて、長期のところにつきまして供給促進をやった税制の跡を見直してございまして、ここで二千万までは二〇%ですが、二千万を超えるところで四分の三の総合というところで、長期のところに非常に重い特別の税率をかけたというのが、この五十一—五十四年度の第二期の特色であります。それ以外の短期及び法人課税は同じやり方を続けておるのですが、こういうことで、ここで反省に立って、長期に対する課税強化として四分の三という異例な課税を二千万超についてやったというのが第二期であります。

〔相合委員長代理退席、委員長着席〕

その後、それによって投機はだんだん抑制されたわけですが、五十五年以降のところで見ますと、これは四十四年十二月三十一日以前に取得したもののという点は同じですが、その長期につきまして二〇%を四千万までに広げ、一方、四千万から八千万の間は二分の一の総合というの中に入りまして、この二分の一の総合というのは四十四年までのところの基本的な考え方であるわけですが、そういう基本的なものを真ん中に置きながらも、

なお投機に対する懸念といえますか抑えるという政策を、八千万超のところは四分の三というところで残しておいたという形で現在に至ったわけですね。

今回の改正は、むしろ税制自体は四十七年の答申にあります補完的に考えるべきで、税制はむしろ中立的になつて本来の土地政策、住宅政策を展開すべきである、税が補完的とは言いがた余り誘導的に介入し過ぎてはいけないうるじゃないかと、言われるように目の色がかわるようになってくると変わつては、思惑で土地が動かない問題も出てきます。したがってこの際、むしろこの四分の三というのがあることが土地供給を阻害している面があらわれてきた。投機を抑えているという問題よりも、投機はおさまつたのですが、むしろこの四分の三が阻害要因になつて、先ほども御説明しましたが、八千万超のところでは土地が出てこないという弊害がある。また一方、そういう変動が余りにもいろいろあります。さらにこれが変わるのじゃないかという思惑が出ますので、この際、長期安定税制にするということではこの四分の三を外しまして、四千万超はすべて二分の一の総合という基本的な姿にして長期安定的な形にする方が、税制としても中立的になるし、その安定税制のもとで土地が動く。今後はこの基本的な姿を前提に考え、政策的なものは後に引込み、本来の政策は土地、住宅それ自体として展開すべきであり、税の方は中立的というか本来の姿に戻る方が望ましいという判断で、先ほど大臣申し上げたような四分の三の廃止等の改正があったということでございます。一方において、補完的な面では優良宅地とか市街化区域の課税、これは本来の問題も含まれておりましよう。

それからもう一つは、こういう緩和によって土地が出ますので、土地の問題というのは住宅が建つということが前提でございますので、土地を取得しまして二年以内に建たなければ、それ以降は特別土地保有税、これはいままでも投機の抑制のた

めに広い面積を買った場合に課税しておつたわけですが、これは自治省の問題でございますけれども、東京に例をとりますと、東京都の特別区でございまして二万平米を三百平米というところまで基準を落として、土地を買つても家が建たない場合には特別土地保有税という保有課税によって住宅建設を促進する。これはやはりその間、補完的ではあります、その政策がその辺で総合的に考えるという意味で入つていますから、有効的だと思いますが、土地政策を住宅ということとをそとを締めるといふことをやりますけれども、基本的には、税制はこの原則的な長期安定税制に戻すということが基本であるということ、従来の経過の上に立って、現時点においてはそういうふうな安定税制にしたということ御理解願いたいと思います。

○鳥居委員 国税当局はやはり補完的な役割りとして土地税制を考えている。

国土庁としては一体どうなんですか。総合的な土地政策というものの確立、これはいまだに政府税調では言わなければならぬし、現にこれから例示を御説明を求めるといふ幾つかの施策につきましては、もう全く制度、法律そのものが生きていない、こう思えてならないのですが、あくまでも土地税制を補完する位置づけとして総合政策を進める、こういうお考えをお持ちなんですか。

○木内説明員 お答え申し上げます。

土地税制は、総合的な土地政策というふうなものと対比してみますと、補完的と申しましようか、全体ではございませんで、一部を有機的に構成すべきものだと思っております。ただ、補完的という用語がよろしいのかどうかという問題につきましましては、土地税制がすべての政策ではございませんで、土地政策の中でのかなり有力と申します強力な手段ではあるというふうには私には考へるわけでございます。

しかしながら、すべて土地税制で処していこうというふうなことではございませんで、総合的な土地政策としましては、国土庁としましてはま

大きく分けて二つの方向を考えているわけでございます。

第一は、あくまでも投機的な土地取引の抑制策というふうなものが必須ではないかと考えております。その投機的な土地取引の抑制策としましては、国土利用計画法の的確な運用、それから不急の土地取引に対する融資の抑制、それから税制の活用、これは特に法人重課税、譲渡所得税の短期の問題、特別土地保有税、そういうものの活用がございまして。

それから第二としまして、宅地供給の促進策というふうなものが必須ではないかと考えております。宅地供給の促進策といたしましては、まず第一に、農住組合制度等の活用によりまして市街化区域内の農地の宅地化を促進すること、これが重要だと考えております。農住組合制度のほかに、たとえば借地方式による宅地の開発につきまして今年度から新たに公庫融資ができたというふうなこと、それから段階的な土地地区画整理事業という制度を導入したというふうなことも今年度から新たにしようと考えているところでございまして。

それから二つ目は、都市計画におけるいわゆる線引きの見直し、市街化区域、調整区域の見直し、これによって開発適地を弾力的にふやしていくということが必要だ、あわせて調整区域における開発許可の運用も検討をする必要があるというふうに考えております。

それから第三は、住宅関連公共施設整備の整備でございまして、これにつきましては、来年度は事業対象の区域の拡大等を図ろうと考えておるわけでございます。そのほか、遊休土地の活用、たとえば区画整理済み地の活用等につきましても都市計画審議会に建設者から諮問がなされたようでございます。それから既に成市街地につきましましては、木造の賃貸住宅の建てかえの促進あるいは再開の促進ということもあわせて必要だと考えております。それとあわせて、宅地供給促進の見地から、譲渡所得税、宅地並み課税というふうなものも今回お願いしているというふうな考へて

おるわけでございます。

○鳥居委員 それでは具体的に建設省に伺います
が、建設省のこれまで進めてこられた事業が
ありますが、新住宅市街地の開発を行う事業、こ
れが昭和四十七年から始まっておりまして、新都市
基盤整備法に基づく事業、これはその後実績はど
うなんでしょうか。昭和四十四年以降の供給量が
ふえるだろう、土地が出てきたらその受け皿とし
て新しい政策を確立しなければならぬ、こうい
うことで始まった一つの施策がこれでありまし
て、また同時に、「日本の都市」という資料の中
で、新都市基盤整備事業については四十九年度末
現在にまだ実施に移されていない、この手法が
よれば土地所有者にも開発利益を配分することが
できるし、また母都市からある程度独立した新都
市の建設も可能である、こうしてありますけれ
ども、今後この新都市建設の計画をお持ちになる考
えがあるのかないのか、これまでのところの実績
はありません。

それから、昭和三十八年以降の新住宅市街地開
発法、これに基づいて行われました事業箇所、面
積、建設戸数はこれまでで幾らになっておる
か、お示しいただきたいと思ひます。

○市川説明員 お答えいたします。

いま御指摘ございました新都市基盤整備法につ
きましては、昭和四十七年の六月に制定されたも
のでございますが、現時点におきまして、この
法律に基づきます事業手法を用いて宅地開発を行
った例はございません。

その理由につきましては、実はこの新都市基盤
整備法に基づきます事業につきましては、その事
業規模につきまして全体で五万人以上の計画人口
になることという条件がついてございます。最近
の団地開発におきましては、計画人口密度はヘク
ター当たり大体百人でございまして、五万人以
上と申しますと、それは約五百ヘクタール以上の
大規模事業になります。

したがって、基本的に、まず大都市周辺で
は、それも確保することが容易ではない規模でこ

ざいですが、実はこの四十七年法制定後ころか
ら、地方公共団体におきましていわゆる開発抑制
傾向がきわめて強まりました。法施行後、実際に
同じような規模で事業が認可され行われましたの
は、宅地開発公社が茨城県の龍ヶ崎で行いました
龍ヶ崎ニュータウンを初め四カ所ございまして、
それらもすべて実は四十四年ぐらゐから用地の先
行買収に入つたものばかりでございまして、した
がいますと、実質的に昭和四十七年以降こういう
規模の新しい事業の新規着手はまだ一つもないと
いうことで、結果的に新都市基盤整備事業の実績
がゼロになつておるといふことになりました。

○鳥居委員 あめとむちの原理でありますけれど
も、今回、特定市街地内の農地、A農地、B農地
の宅地並み課税につきましては、営農の意思十
年、五年ごとの見直しをやる、実はこういう改定
をしようとしておるわけでありますが、事実上五
年で徴税猶予、そして免除をしていこう。この徴
税猶予という制度が宅地並み課税を骨抜きにして
しまつておるし、効果という点では全く期待でき
ない、こう思ふのでありますが、繰引き後これま
での十年を上回るこの期間の中で、三大都市圏に
限りましてA農地、B農地の宅地化進捗率、これ
はどうなつておるのでしょうか。

○湯淺説明員 このたび、長期安定的な土地税制
の改正の一環といたしまして、市街化区域農地の
課税の問題につきまして一定の改正を加えるこ
とにいたしております。

御指摘のとおり、従前、A、B農地しか対象に
なりませんでしたものを、今回は一定のC農地に
まで拡大をするということと同時に、長期に営農
を継続している方々に対しましては、従来は、三
年間営農を継続しようという意思のある方々につ
いて一年ずつ、その農地課税相当額を上回る額を
減額をしていたわけでございすけれども、今
回、それを十年以上営農を継続することが適当で
あるということを認められるものについてだけ五
年ごとに徴税猶予していくというところで、これは
私どもにとりましてはかなり課税の強化になつて

おるといふふうに考えているわけでございす。
そこで、お尋ねの、いままでのA、B農地の状
況でございす、昭和四十八年度にいわゆる宅
地並み課税の一部が始まつたわけでございす
が、このときから昭和五十六年までの間におきま
して、A農地におきまして四四・九％の減少、そ
れからB農地につきましては三八・九％の減少と
いう形で、かなり三大都市圏の特定市におきま
すA農地、B農地は減少いたしております。これは
結果的には宅地化されたものだといふふうに私は
理解をしております。

○鳥居委員 そこで、総合的な土地政策、これは
もう税制そのものが補完的、誘導的な役割りであ
りますから、政府におきましては八省庁の土地問
題に関する連絡協議も行われる、こういう状況の
中で、ともかく第一期の税制、この嚴重な反省
に立つて、たとえば狂乱土地物価が起る心配、
あるいは土地は出てきたけれども特定の人に買
占めをされてしまふ、こういうことがないよう
な保証は目下のところないわけでありまして、一
期のとくとく全同様な緩和策がとられよう
としておるわけでありまして、総合的な土地政策
の確立、それから国土利用法に基づきまして伝家
の宝刀も条件を整えて抜く、こういう状況整備を
した上で土地問題の解決に当たらなければなら
ない、私はこう思ひますが、この問題に関して最
後に大臣の御意見を伺ひます。

○福田(幸)政府委員 土地政策、先ほども申し上
げましたように、税制といたしましては、本来と
いいますか長期安定税制にするというのを基本的
に考えたことは、現在の環境、土地の状況
を踏まえたわけではあります、基本的には税と
いうのは誘導的な面に余り力を入れるべきでな
い、本来の土地政策、住宅政策そのものに専念す
べきであつて、税の方は税自体としての立場を長
期安定的に確立することが正しいといふことを考
へたわけでありまして、それはやはり現在の経済
環境、土地の状況が投機を呼ぶ状況にはない、む
しろ税制が阻害要因になつて土地が動かない面が

あれば、これを本来の姿に戻すということの主眼
にしたものであります。
したがつて、本来の姿に戻したることによつて投
機を呼ぶという経済環境にはないと思ひますし、
さらに特別土地保有税とかいふことで家が建つと
いうようなことを地方税と一緒に考えていますの
で、その辺は土地、住宅政策に合う。しかし、や
はりこれは補完に徹して、本来は税としては誘導
的なことをやるべきでないといふむしろ反省に立
つておるわけであります。

○渡辺国務大臣 いま主税局長が答弁したとあり
てございす。しかし、もっとめりはりのついた
ことをやつたらいいじゃないかという御質問でも
あります。

しかしながら、税制だけで土地が自由になるも
のでもございせん。もっと根本は、繰引きの見
直しとか、やるべきことが多々あるのではない
かという考えも私は持つております。宅地並み課
税をもっと強化しろ、私はこれは大賛成なんだ。
しかしながら、議員の中には与野党を問わず賛成
の人もありますが、党となるとなかなかまとまり
がつかないというの、現実の姿でありまして、そ
ういふようなことで、現在のいろいろな条件を考
えて今国会で法案を通して役立てようというよう
な限られた中でございすから、私は、そういう
条件の中ではかなり前進した、こういうことで御
了承を願ひたいと思ひます。

○鳥居委員 時間の都合もあるものですから、次
の質問に移りますが、今月の十七日に国税庁があ
る実態調査の結果を発表いたしましたね。
昨年の衆議院の大蔵委員会におきまして、国税
庁は、クロヨンの実態、不公平税制、税の執行面
における不公平の存在について調査をいたしま
す、こういうことで、調査に対する期待というも
のは非常に大きなものがありまして、発表したと
いいますから、どういふ内容の発表で、ことによ
ると、このクロヨンの実態を明らかにするよう
な調査の結果か、こういう期待でこれを見たわけ
ですが、これはもうとんでもない調査結果だと思

のです。調査そのものが委員会での約束とは全く違ふ、すりかえと言つて間違ひないと思ひます。新聞の論調を見ましても、そんなにひどい不公平は存在しないという結果の発表に終わつてゐる、こういう評価です。

一体、執行面における税の不公平がある、こういう指摘がなされてまいりましたけれども、眞つ正面から取り組んで調査をする考えがあるのですか、この調査をもつてそれにかゝるものでしょうか、まず伺いたいと思ひます。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。

私も、このたびいたしました税の執行に関する実態調査の趣旨でございますが、これは税の執行の公正さに関しましていろいろと御議論のあるところでございますが、私も考えますに、その内容はおおむね三つあるのではないかと。

その一つは、本来納税すべき者が十分把握されていないのではないか。つまり納税者の把握は完全に行われているかどうかというところが一点でございます。それからもう一点は、納税をしてゐる方について、その申告なりあるいは源泉徴収されてゐる方ももちろん給与所得者についてはいろいろとわけてありますが、その所得の把握は十分に行われているかどうかというところが第二点。それから第三点といたしましては、いわゆる世帯主の所得というものと世帯の暮らし向きとの間にどうもギャップがあるのではないか、その辺はどういうことなんだろうか。言うならば、この三つの問題が国民の皆様の間で疑問点として出てきてゐるのではないかと、このように考えたわけでございます。

ところで、今回私もいたしました調査は、そのうちの一番目の、納税者の把握は十分にできているかどうか、本来税を納める方で無申告の方はいらつしやらないのかどうかという点が一つと、それから三番目の、世帯主の所得と世帯の暮らし向きとの間にギャップがあるのかどうか、あるとすればどういふことなのかという点、この二点について調査いたしましたのでございます。

そこで、先生お尋ねの点は、二番目の、現実的に税を納めてゐる方について、その納めておられる税が果たして的確かどうか、所得の把握の実態はどうか、この辺の調査が今回の調査では必ずしも明らかになつてゐないのではないか、こういう御指摘であらうかと思ひます。

この点につきましては、実は私も、従来から税務調査に際しまして、これは決してランダムな調査ではないのでございますけれども、対象を選定いたしましたのでございますけれども、対象を選定いたしました実地調査をいたしておりますが、実調率は四割台というふうに低うございますが、件数にいたしましてはこれは十四万件を超えてゐる相当大きな数でございます。この十四万件を超えてゐる実地調査の結果、どの程度の所得の把握漏れがあるかというところが、たとえば営業業者についてわれわれの調査を通じて実態としてわかつております。

その数字を申し上げますならば、おおむね二五%前後というのが毎年の実情でございます。これは、いま申し上げましたように資料がある、あるいは横並びで見ても明らかに所得が低いのではないかと、申告が低いのではないかとと思われるような方を選んで調査いたしております。それから、平均的な営業業者の所得の把握漏れがそれだけあるというふうなことを考へるわけにはともいえないのでございまして、それよりは実態ははるかに高い把握率にあるというふうに思はれますが、一応そういう数字があるというところでございまして、今回は全く目安の点、その二点にしばつて調査をいたしました、こういうことでございまして。

○島居委員 そうすると、昨年委員会において約束した所得の捕捉率、これの実態を調査するんだというその調査というのは、これからやるのですか。やるのか、やらないのか。

○小山(昭)政府委員 ただいまお答えいたしましたように、私もいたしましたのは、現在の税務調査の実態を踏まえて、一応私もなりに、所得の捕捉率といふ点、そういうものについての実態を持っております。また、そのほかにも

実は業種別の税の……(島居委員)やるのか、やらないのか聞いてゐるのですよ」と呼ぶそういう私どもが現在持っております諸資料にかなりがみまして、それでもつて対応できるのではないかと、いふに考へておりますので、現時点で無作為抽出の方法で事業所得なら事業所得に限つて実態調査をするというふうなことを現在計画はいたしております。

○島居委員 それでは昨年の委員会答弁と違ふと思ひます。この所得の捕捉率についていふやうなところ、クロヨンと言はれるやうな実態があると言はれてゐる、これについて調査をしますという答弁じゃないですか。これからやる以外にないでしよう、いまの調査が違ふのだから。

私の手元にある、これは五十五年の課税額のあつた納税者、実調率一〇%という中で、給与所得者については八二・九%、事業所得者については三七・六%、農業所得者については九・八%が課税額のあつた人たちです。これから見ますと、サラリーマンのほとんどが税金を納めてゐる。それに対して事業所得者といふのは三七%しか納税をしてないという実態、これも一つのデータだろつと思ひます。

国税庁による五十四年度分申告納税者の実地調査の結果、これによりまして、調査した十四万五千件のうちの九二・八%、これが申告漏れがあつた数字です。申告額の二五・五%に相当する二百億円の巨額に上つております。

また総理府の世論調査の二月十七日の発表分、これによりまして、サラリーマン、自営業者、農民、この三者間に納税割合の差があると思ひます。この三者間に納税割合の差があると思ひます。この今回の国税庁の調査で、そんなにひどい不公平は存在しないのだなどという結論が出てくるやうな調査、もう全く無意味でありますし、調査を約束したそれと違ふじゃないですか。これはすりかえですよ。この点について嚴重に指摘

し、この所得の捕捉率、これの実態調査を要求したいと思ひます。大臣、いかがですか。

○渡辺国務大臣 私は、かねてからクロヨン論議といふのは実は疑念を持つておつたのです。どうしてかといふと、九、六、四の四といふのは農家だ、農家の人は四割しか税金を納めないで、あとは脱税してゐるみたいな印象なんです。そういうことはあり得ない。私も農村に任んでおりますから、よくわかるのです。

日本の農業といふのは、御承知のとおり非常に零細で、一ヘクタールぐらゐしか持つてゐない。まして米などといふのは、つくつてみたつて十俵だ。十俵といつたら百七十万円です。百七十万円、必要経費がかかりますから所得が百万円といふやうなことで、それでは食つていけない。食つていけないから出稼ぎに行つて、結局給与所得者になつてしまつてゐるというのが実情です。あるいは、いい雇傭を持つてゐる。これは娘や息子と大世帯で住んでゐますから、百万ぐらゐの農家の所得で何で自動車を持つてゐるのだ、いい家に入つてゐるじゃないかといふように思はれますが、これは息子の自動車であつたり、あるいはどこか土地なんかたまたま売つたときに自動車をかう、土地を売つて家を建てかえる。農家の所得で家を建てかえる人なんかはめつたにない。非常に少ないです。大体財産処分といふのが実態でございます。

昔、クロヨンという言葉があつた時代がありました。その時代は供出時代であつて、いわゆるやみ米といふものが供出価格の何倍もする。したがつて、十俵供出するよりも二俵やみで売つた方がよけいな金が入る、それが全然所得から抜けたといふ時代がかつてありました。しかし、いまはそういう状況じゃないから、まず農村については、それは農業所得と給与所得と合算してゐるかどうか、そこまでは私はわかりませんが、私は四といふことはあり得ないのではないかと、そう思つております。

世帯主の所得はあるけれども、世帯主の所得が

低いのだ。じいちゃん、ばあちゃん農業というように一口に言われますが、そういうようなことで、私は農業の取りこぼしというものは全然ないとは申しません。野菜農家とかあるいは果樹とか花をつくるとか、えらく金額の張るようなところにはあるいはあるかもしれぬが、一般の耕種農業ではそういうものは余りない。

それから中小企業の場合は、大体ちよつともうかとみん法人にしてしまっているわけですよ。この辺を歩いてごらんない、ほとんど皆法人ですから。料理屋に行っても八百屋に行っても、どこに行っても皆社長なんだ。社長であつて、奥さんが専務でというように、これは給与所得者になつてしまつていて、百万か二百万ぐらいしかないような零細な人だけが白色申告とか、あるいは青色なんかもしないでしょ。中には青色している人でも、二十万、三十万といううな人はほとんど法人化しているのが実態だと私は思つております。しかし、中に脱税がないというところはあり得ないので、やはりかなりの人も中にはあるかも知れぬ。

この調査は、サンプルではなくて、じゅうたん爆撃をやつたのです。ある一定の地域を決めて、軒並みじゅうたん爆撃で九千件もやつたわけですから、各県の税務署を単位にして、ですから、私はかなり実態があらわれているのではないかと。

むしろわからない点があるとするれば、東京なんかでやつておつても、何で暮らしているかわからないような人がときどきいるかもしれない。マンションでも洗つてみる、高級マンションで一人が入つていて、きれいなやつを、どこからそういう所得があるのか、スポンサーが何なのか、むしろそういうところから意外な脱税口なんか見つかるかもしれぬから、そういうようなことは検討に値するといふことは私は言つております。しかし、この調査というのは、私は大体実態をあらわしているのではないかと気がいたします。

○鳥居委員 いや私は、国税庁が昨年委員会にお

きまして、所得の捕捉率について実態調査をします、この會議録に載つてゐるはずなんですけれども、この調査について、今回発表された調査がそれではない、こういう指摘をしているのです。現に答弁の中でも、その第二に当たるものであつて今度の調査から漏れてゐる、こゝ言われてゐるのですから、調査を期待してゐるのだらうと思つてゐるのです。

いま大臣の御答弁の中には、調査をするという明確な答えがなくて非常に残念なのであります。調査の点については国税庁の方から御答弁いただくとして、最近の法人税の実調率を見てみますと、三十九事務年度に三〇%を割りまして、四十八事務年度に一〇%を割つて以来、その後多少上昇はしてはいますが、五十五事務年度で見ますと一〇%にすぎない、こういう状況です。法人税について過少申告なんか具体的に指摘する作業が進んでたわけでありまして、この実調率は、質、量、実際の調査、これはきつめて大事な税務職員の皆さんの活動だと私は思つてゐます。一〇%といふと、大体全法人平均として単純計算で十年に一度調査、こういうことになりまして、十年に一度の調査といふと課税時効に入つてしまふわけですね。

それからまた、五十四事務年度、五十五事務年度、一〇%と二けた台を維持しているわけですが、これも、一方におきまして、こゝ法人数も伸びてゐる。そういう状況の中で、質と量の充実を図るためにどういう対応策をとつてこられたのでしょうか。

○吉田(哲)政府委員 ただいま御指摘のように、法人税事務につきまして課税対象が非常にふえてきて、それに対しまして担当職員の数が見合つて伸びてないという関係で、実調率につきましては、ほうつておきますと趨勢的に低下の傾向にあるわけでございます。したがひまして、私どもは極力内部事務を圧縮し、あるいは事務の合理化を図りまして、極力外部調査事務に充てる。また一件当たりの調査日数等につきまして、い

ろいろ調査体系の多様化を図りまして、それによりまして現在よりやく一〇%程度を維持しているわけでありませう。

ただ、一口に一〇%と申ししても、実は法人の半数近くは赤字でございます。黒字と赤字とを比べてみますと、黒字法人の場合には一〇%よりは相当高い実調率になつてゐるわけでありませう。また法人の規模によりまして、いろいろ実調率の差をつけております。資本金一億円以上のいわゆる調査課所管法人でございますと、現在でも二〇%を超える実調率を維持しているわけでありませう。

それは申ししても、事務上いろいろ逼迫があるのも事実でございます。税務の質、量を維持するためにいろいろ工夫しておりますが、現在私どもが一番重点を置いておりますのは、法人の質的管理区分というやうなことをやりまして、法人につきましても、いわゆる優良法人であるとか優良良法人であるとか、あるいは常時目をつけなければいけない法人であるとか、いろいろ区分をいたしまして、それに応じて指導なり調査なりをやつていく、こういうやうなことで課税の的確を期してゐる、こういう状況でございます。

○鳥居委員 それで、最近の実際の調査を見てみますと、国内における法人の事業活動というのが非常に広域化してゐる。あるいは外国との間の海外取引が多くなつてゐる。あるいはオフィスコンピュータ等が導入されまして、技術上も大変な税務調査になる。こういう実態の中で、法人数がふえ、非常に大変な状況の中でこれだけの実調率を確保しているわけですから、職員の皆さんにもかなり過重な負担がかかつてゐるだらうと思つてゐます。

ところで、短期実調調査というのがあります。その年度別件数、これはどうなつておりますでしょうか。これはつまり実調率を上げるために、一日しか調査しないものを実調率の中に加えているという、そういう短期実調調査なんです。この実態はどうなつておりますでしょうか。その

中で実調率の中に入つてゐる件数、これはどうですか。

○吉田(哲)政府委員 御指摘のように、現在、所得税の事後調査体系の中には、近年短期実調調査というものを入れてまいりまして、これにつきましてはいわゆるポイントをしぼつた調査を行うというところで、おおむね一件当たり二日程度の調査をやつてゐるわけでありませう。

そこで、最近の件数でございますけれども、全体の事後調査十四万六千件のうち、短期実調調査が約五万六千件というところで、かなりのウェイトを占めるに至つております。

○鳥居委員 資料要求したいのですが、国税局別にこの数字はいただけますか。イエスカノーかだけで結構です。

○吉田(哲)政府委員 局別の数字は現在把握しておりません。

○鳥居委員 それで、今度個人の申告所得税につきましてどういう調査が行われているか、これを見てみました。

最近の確定申告書の提出件数、調査件数、これを見てみますと、五十一年の調査結果七百三十三万件、調査件数が八万八千件、つまり実調率は一二%です。給与所得者、これはもう明確ですから、これを除いて大体三%から四%、大づかみでこゝろ言える実態がこの個人の申告についての実調率ですね。四%といふと二十五年に一回です。こういう二十五年に一回なんという調査がクロヨンを生み出している背景だ、こういうことが私は言えるだらうと思つてゐます。起こるべくしてクロヨンというのは起つてゐる。総理府の意識調査の中で五人のうちの四人があるのだと答えてゐる。そういう背景はちゃんとやはりあるわけですね。実調率、質と量、これを向上させること以外に不公平感の払拭、本当の意味の執行上の公正を図つていくといふことではないと私は思ふのです。どんな調査も、この実際の実地調査、この質と量を充実させる、これ以外にないだらうと思つてゐます。

そこで、人の問題ということが毎年のように議論されてまいりました。衆参大蔵委員会におきまして、税務職員の増加、処遇改善、この附帯決議が延々と七回にわたりました。なされてまいりました。もうほとんどこのところ実質定員の増加がないというのが現状です。今度の総理府の世論調査によりますと、「正しい申告のための対策について」問い「税務職員をふやして申告書のチェックや税の調査を厳しくする」これについて六割の人がそうすべきだとしています。不公平感の原因がここにあるのだという指摘を実はやっております。ですから、この職員の皆さんの特殊な年齢構成、これも昨年指摘したとおりであります。大蔵省、行管は増員について真剣に取り組むべきだと私は思うのです。

この問題についてひとつ伺いたいと思うのです。ことし多少の増員がございましたが、去年はプラス・マイナス・ゼロ、おとしがマイナス九、こういう状況です。これはもう大変なことになってしまふと私は思うのです。これはだれが答弁するのですか。まず大臣の御努力を伺って、行管当局の御意見も伺いたいと思ひます。

○小山(昭)政府委員 ただいま先生から、実調率を高めるためには国税の職員の一層の増加が必要なのではないか、ことしの増員は一応の増員があったけれども十分なのではないかという御趣旨の御質問がございました。その点について国税当局としての考え方を申し上げさせていただきます。

確かに、最近におきます課税対象の非常な増加であるとか、あるいは取引が一層複雑、繁雑化してきておるといふような実情のもとで、税の執行の公正を確保するために第一線の職員は懸命に努力しておるわけでございますが、それにもおのずから限界がございまして、私どもとしても毎年増員をお願いいたしておるところでございます。

その結果といたしまして、ことし二十七名の純増、これは定員削減が四百九十八名ございましたので、五百二十五名の増員をお認めいただいたわけ

でございますが、その数字が十分満足なものかどうかという点につきましては、いろいろな見方、受けとめ方があるかと思ひますが、全体で千四百名を超えるこの厳しい純減が行われた中でそれだけの増員をいただいたことは、私どもとしてはそれなりにありがたい御配慮をいただいております。その受けとめまして、その限られた人員の中で五十七年度は全力を挙げて努力してまいりたい、こう思っております。

さらにまた、調査の対象の選定を一層適確に行うとか、納税者自身の納税水準の向上を図るようなさまざまな施策を進めていくとか、地方税当局その他外部の団体の協力をお願いしていくとか、職員の研修そのほかの充実を図るとか、さまざまな施策もあわせて行つてまいりますが、それでもなお不足する数につきましては、やはり来年度以降も増員をお願いを続けてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○鳥居委員 行管がネックでしょう。行管ひとつ。

○神澤説明員 お答えいたします。課税対象の増加、それから調査の複雑化等いろいろありますし、一方、いま先生御指摘のように、税負担の公平の確保という見地から、もっとしっかりやるべきではないかという声がいま高まっております。

これは、臨調においての第一次答申におきましても、税制面、執行面の充実を図れという御指摘をいただいております。ただ一方、同時に臨時行政調査会は、定員につきましてもっと削減を図れ、定員削減を強化しろ、一部には、定員削減はネットで厳守すべきだ、こういう強硬な御意見もございまして。

私どもといたしましては、税務行政の重要性につきましましては重々配慮いたしております。厳しい定員事情の中で、毎年四百人ないし五百人の増員を図つておるところでございます。そういうことでございまして、今後ともこういう税務行政の充実についてはできる限りの配慮をしまして

りたい、こういうふうに考えております。

○鳥居委員 それで国税庁、宿題の調査です。これは別にむずかしい問題じゃないと思ひます。調査するのは国税庁で、大臣に調査しますかと言つてもちよつとおかしな話で、国税庁が調査する話ですから。今回の調査が去年約束した調査と違ふのだ、こういうふうに答弁されたでしょう。それじゃ、これから期待していいのですという質問なんです。

○小山(昭)政府委員 重ねてお答えいたしますが、先ほどちよつと御答弁いたしかけて十分申し上げなかつた点がございまして、私ども、税務の実地調査、これを十四万件余りいたしております。この所得の漏れの割合を把握しております。このことも申し上げましたが、そのほかに実は業種別に、税務の執行をしていく上で参考になりますために、それぞれの業種の経営実態等を把握するために、無作為で抽出した調査というものを現に行つておりますし、これまでその結果について公表等いたしておりますが、そういうものも実はございます。

したがしまして、そういうものを踏まえまして全部を見た上で、私どもとして、重ねてそういう調査が必要であるかどうか、こういうことを判断させていただきます。その結果、先ほど申し上げましたように、私どもとしては一応現状ではそういう計画を持っておりませんということを申し上げます。御了承いただきたいと思います。

○鳥居委員 何かもうまるで、一年経過して、この一年の間にその調査がそれに当たるかどうかもうまだに結論が出ていないというのもおかしな話だと私は思ふのですがね。実際にはっきりしない話です。何か言うことありますか。

○小山(昭)政府委員 先ほどの私の答弁の説明が不十分だったかと思うのでございまして、私は今回の調査の内容について最初から申し上げました

おきまして御要求をいただき、私どもが税の不公平感というものを対してこれを何らかの形で明らかにしていくべく実地の調査をいたしたいということを御答弁いたしておるわけでございますが、その調査が今回の調査であるということを申し添えさせていただきます。

○鳥居委員 それはわかるのです。不公平感を調査するということと違ふのです。所得の捕捉率について不公平があるという指摘に対して、国税庁はなんと言ふのでしょうか。だから、それに対して、あるかないかの調査をしますという約束をしたのが去年の約束なんですよ。そうでしょ。これはもうしょうがないですよ。去年の会議録をもう一度参照してください。きょうはもうここまでです。留保します。

以上で終わります。

○森委員長 次回は、明二十四日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十八分散会

所得税の物価調整制度に関する法律案

所得税の物価調整制度に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に応じ所得控除の額等の改定を行う制度を確立し、もつて所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とする。

(改定の措置)

第二条 総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和五十五年(この条の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年。第四条第一項において「基準年」という。)の物価指数の百分の百五を超えるに至つた場合においては、その年分以後の

所得税につき、当該物価指数の上昇に應じ、所得控除の額等を改定する措置を講ずるものとする。

(改定の対象)

第三条 前条に規定する所得控除の額等は、次の各号に掲げる金額とする。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第三項に規定する給与所得控除額(以下「給与所得控除額」という。)に係る次に掲げる金額

イ 所得税法第二十八條第二項に規定する収入金額(ハにおいて「収入金額」という。)の区分の上限の金額として同条第三項第一号から第四号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第二号から第五号までに規定する金額

ロ 給与所得控除額の最低額として所得税法第二十八條第三項第一号に規定する金額

ハ 収入金額の区分の上限の金額として所得税法第二十八條第三項第一号から第四号までに規定する金額に係る給与所得控除額に相当するそれぞれ同項第二号から第五号までに規定する金額

二 所得税法第七十九條第三項に規定する障害者控除の額、同法第八十條第二項に規定する老年者控除の額、同法第八十一條第二項に規定する寡婦(寡夫)の控除の額、同法第八十二條第二項に規定する勤労学生控除の額、同法第八十三條第三項に規定する配偶者控除の額、同法第八十四條第三項に規定する扶養控除の額(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一條の十四第一項の規定により当該扶養控除の額に加算するものとされる金額を含む。)、及び所得税法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額

三 所得税法第八十九條第一項の表の上欄に掲げる金額の区分の上限の金額及び当該上限の金額に相当する金額
(改定の方法)

第四条 第二条の規定による前条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号に掲げる金額の改定は、それぞれ、当該金額にその年の前年における物価指数の基準年の物価指数に対する割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗ずることにより行ふものとする。この場合において、その改定後の当該金額に五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

2 第二条の規定による前条第一号ハに掲げる金額の改定は、前項の規定による改定後の同号イに掲げる金額を基礎として行ふものとする。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
(所得税法別表の改定)

第五条 第二条の規定による改定が行われる場合においては、その改定後の第三条各号に掲げる金額を基礎として、所得税法別表第二、別表第四から別表第七まで、別表第七の付表及び別表第八につき、それぞれ、必要な改定を行ふものとする。

(政府の義務)

第六条 政府は、第二条に規定する場合においては、その年分以後の所得税につき、同条及び前条の規定による改定(これに伴い必要と認められる改定を含む。)を行うための所得税法及び租税特別措置法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年分以後の所得税について適用する。

理由

物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に應じ所得控除の額等の改定を行

う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律

国稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「滞納処分費の還付金」の下に「並びに法令の規定によりこれらに加算すべき金額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十一条第二項中「大蔵大臣は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「国税庁長官」を「所屬の職員」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十三条第一項中「還付加算金」を削る。

第十四条第三項中「過誤納金の還付金等に係る」を削り、「因り」を「より」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十七年四月一日以後において、国稅收納金整理資金に関する法律第十四條第一項の規定により昭和五十六年度に所屬する国稅收納金等を歳入へ組み入れる場合における同項の規定の適用については、同項中「過誤納金の還付金等」とあるのは、「国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)による改正前の第二条第二項に規定する過誤納金の還付金等」とする。

理由 最近における国稅の還付の件数の増加傾向にかんがみ、還付事務の円滑化を図るため、国稅の還付加算金の支払について還付金等の支払と同様の取扱いとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第三号及び第七十五條の二第七項中「延納を」を「確定申告税額の延納」に改める。

第七十八條の見出しを「確定申告税額の延納」に改め、同条第一項中「中間申告書を提出した内国法人又は」を削り、「前二條の規定により納付すべき税額(以下この条において「確定申告税額」という。)の四分の三」に改め、同条第二項中「前條の規定により納付すべき税額(以下この条において「確定申告税額」という。)」を「確定申告税額」に改め、「当該見込納付をした金額に相当する金額」を「当該見込納付をした金額の三分の一に相当する金額」に、「確定申告税額」を「確定申告税額から」に、「確定申告税額の二分の一」を「確定申告税額の四分の三」に、「当該見込納付をした金額を控除した金額」を「当該見込納付をした金額の三分の一に相当する金額を控除した金額」に改め、同条第三項中「前二條の規定により納付すべき税額、当該税額」を「確定申告税額、当該確定申告税額」に改める。

第八十條第二項中「又は利子税」を削り、「これらの額」を「その額」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十四條第二項第三号を次のように改める。

三 適格退職年金契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済の業務(当該生命共済の業務に係る共

改正後の法人税法（以下「新法」という。）第七
八条（確定申告税額の延納）、第八十条（中間
付額の還付）及び第三百三十四条（確定申告に係
更正又は決定による中間納付額の還付）（これ
の規定を新法第四百四十五条第一項（外国法人
に対する準用）において準用する場合を含む。）

第七節 現物出資の場合の課税の特例(第六十六
条第一第六十六条の三)を削り、「第七節の二」を

書に記載した賃金の支払者に係る前項に規定する勤労者に該当しないこととなつた場合その他

一 その預貯金の元本とその金融機関の營業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の營業

所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ)を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 一の合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 一の有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの(以下この条において「額面金額等」という。)とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、その有価証券の利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 一の生命保険の保険料の金額若しくは生命共済の共済掛金の額又は郵便年金の掛金の額とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険の保険料の金額若しくは生命

共済の共済掛金の額又は郵便年金の掛金の額との合計額が、勤労者財産形成年金貯蓄契約の締結の日から当該契約に定める年金支払開始日(勤労者財産形成促進法第六条第二項第二号に規定する年金支払開始日をいう。)までの期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その生命保険若しくは生命共済又は郵便年金に係る契約に基づき支払われる年金(当該契約が災害、疾病その他やむを得ない事情により解約された場合に支払われる解約返戻金その他の政令で定める金銭を含む)の額のうち当該生命保険に係る保険料の金額若しくは生命共済に係る共済掛金の額又は郵便年金に係る掛金の額の合計額を超え

二 前項の規定は、第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書を提出した個人が勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく金銭の支払を勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号又は第二号に定める方法以外の方法により受けた場合その他の政令で定める場合には、当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき預入等をした財産形成年金貯蓄に係る前項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち政令で定めるものについては、適用しない。

三 特別財産形成非課税貯蓄申込書は、次項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

四 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「特別財産形成非課税貯蓄申告書」という。)に、勤務先の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄の預入等をしよ

うとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する賃金の支払者及び勤務先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料、生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成年金貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、払込保険料の金額若しくは払込共済掛金の額又は払込掛金の額の合計額とする。)に係る最高限度額

四 既に金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した前条第四項第三号の最高限度額(同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)を提出した場合には、変更後の最高限度額

五 特別財産形成非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

六 前二項の場合において、特別財産形成非課税貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこ

これらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

七 特別財産形成非課税貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合(政令で定める場合を除く。)には提出することができないものとし、特別財産形成非課税貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一 特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百万円(郵便貯金に係るものにあつては郵便貯金法第十条第三項の規定により超えてはならないこととされている金額とし、生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金に係るものその他政令で定めるものにあつては三百五十万円とする。)を超えるものである場合

二 特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円を超えるものである場合

八 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、政令で定めるところにより、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託をし、又は登録を受けていなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

九 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、特別財産形成非課税貯蓄申込書及び特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項

を変更した場合、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合又は同項の賃金の支払者に係る労働者でないこととなつた場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項に規定する生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、所得税法第七十六条第一項の規定は適用しないものとし、当該生命保険若しくは生命共済又は郵便年金に係る第一項第四号に規定する差益は、同法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

11 勤労者財産形成年金貯蓄契約の履行につき、当該契約に定める年金支払開始日（勤労者財産形成促進法第六條第二項第一号又は同項第二号に規定する年金支払開始日をいう。）以後五年以内に、同項第一号若しくはハ又は同項第二号若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該年金支払開始日から当該事実が生じた日までの間に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益については、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項、支払に関する調書の提出方法その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七條中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八條の三第一項中「第二百二十四條」を「第二百二十四條第二項」に改める。

第八條の四第六項中「第二百二十四條及び」を「第二百二十四條第二項及び第三項並びに」に、「その他同項」を「その他第一項」に改める。

第十條第一項中「昭和五十七年」を「昭和五十九年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同表の第六号中「百分の十三」を「百分の十」に改める。

第十二條第一項の表の第四号中「百分の二十七」を「百分の五十」に、「百分の十六」を「百分の二十五」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の三十四」に、

一 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二條の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百十二号）第五條第二項の規定により同條第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区	製造の事業
--	-------

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の八）
-------------------------	-----------------------------

「百分の十四」を「百分の二十」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号中「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二條の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区、農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百十二号）第五條第二項の規定により同條第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区」を削り、同号を同表の第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

第十二條第二項を削り、同條第三項中「第十一條第二項」を「前條第二項」に、「第一項の」を「前項の」に、「第十二條第一項本文」を「次條第一項本文」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第十一條第三項」を「前條第三項」に、「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

第十三條の二第一項各号列記以外の部分中「百分の三十二」の下に「（第三号に掲げる漁船については、百分の三十）を加え、同項第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、「規定する中小漁業構造改善計画」の下に「（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業について計画が定められているものに限る。）を加え、」及び次

イ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのない漁業協同組合等である場合 協業化事業等
ロ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのある漁業協同組合等である場合 協業化事業等及び漁業再建整備特別措置法第五條第一項に規定する漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業
第十三條の二第二項を次のように改める。
2 前項に規定する適用年とは、同項各号に規定する承認又は認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年（同項第二号に掲げる場合については、昭和五十八年までの各年に限る。）をいう。
第十四條第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十四」に改める。
第十五條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「又は構築物」を「若しくは構築物」に、「百分の百三十二」を「百分の百三十」に改める。
第十六條の二第二項中「又は承認（以下この条において「認定等」という。）を削り、「当該認定等」を「当該認定」に改め、「中小企業近代化促進法第五條第三項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第七條第一項」及び「処理及び」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同條第三項中「同項の認定等」を「同項の認定」に、「当該認定等」を「当該認定」に改め、同條第四項中「認定等」を「認定」に、「添付」を「添付」に改め、同條第五項中「認定等」を「認定」に改める。
第十七條中「百分の六十八」を「百分の七十五」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十四年」を「昭和五十七年」に、「規定するたな卸資産」を「規定する棚卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの」に、「並びに」を「及び」に改め、「生産され、又は」を削り、「で、当該顧客」を「当該顧客」に改め、「及び土地」を削り、「たな卸資産」を「価格変動の著しい物品」に、「その年」を「三月三十一日」において有するたな卸資産の次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところにより計算した金額の合計額（当該合計額）を「次の各号に掲げる年分の区分に応じ、その年十二月三十一日において有する価格変動の著しい物品の帳簿価額の合計額から当該合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した後の金額（当該金額）」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 昭和五十七年分 百分の九十六・六
 - 二 昭和五十八年分 百分の九十七
 - 三 昭和五十九年分 百分の九十七・五
 - 四 昭和六十年分 百分の九十八
 - 五 昭和六十一年分 百分の九十八・五
 - 六 昭和六十二年分 百分の九十九
 - 七 昭和六十三年分 百分の九十九・五
- 第二十條の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「の十万分の二」を「の十万分の一・六」に、「売買取引金額の十万分の二」を「売買取引金額の十万分の二・四」に改める。
- 第二十條の四第一項中「昭和五十七年」を「昭和五十九年」に改める。
- 第二章第三節第二款第二十條の四の次に次の一条を加える。

（国際科学技術博覧会出展準備金）
第二十條の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和五十七年

から昭和六十年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てたるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間（当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く）の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失が生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額
- 二 昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場

合 その日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合
その譲渡し、又は廃止した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合
において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十條第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中

「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替へるものとする。

第二十一條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の八」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の十六とする。を「百分の十六」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行ふ」に、「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第三号及び第四号」を「及び第三号」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第四項中第二項第四号を第二項第三号に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五項第一号中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改め、「当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたことを削る。

第二十四條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「埋立」を「埋立て」に、「その者には、」を「その者の」に、「から五年間は」を「以後五年間の各年分の総所得金額に係る所得税については、」に、「所得に対する所得税」を「所得の金額（その年分の当該所得の金額が三百万円を超える場合には、三百万円とする。）に対する所得税の額」に改め、同条第二項中「及び当該所得の明細」を「当該所得の明細及び当該所得の金額の計算」に改める。

第二十八條の四第一項中「昭和四十四年一月一日以後に」を削り、「施行地内」を「施行地」に改め、「基因となるもの」の下に「のうち、その年一月一日において所有期間が十年以下であるもの（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む）」を加え、「次項第一号」を「次項及び第三項第一号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「沖繩

県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例、前項第四号ハを「同項第四号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡（賃借権の設定等を含む）をした土地等をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

第三十一條第一項中「（いう）の譲渡」を「（いう）で、その年一月一日において所有期間が十年を超えるものの譲渡」に、場合において、当該譲渡が昭和四十四年一月一日前に取得した土地等又は建物等（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを含む）の譲渡であるときは「場合」に「第一項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項第二号中「四千万円を超え八千万円以下である」を「四千万円を超え」に改め、同項第三号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡をした土地等又は建物等をその取得（建設を含む）をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

第三十一條の二第二項中「前条第一項の場合において、同項の譲渡で」を「個人が、昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの同条第一項の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「ものがあるときは、その年中の同項の」を「ときは、当該個人のその年中の同項の土地等又は建物等の」に改め、同項第一号ロ（2）中「当該課税長期譲渡所得金額につ

き、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する」に改め、同項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうちその年の前条第一項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下この号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合 同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に依りそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額を加算した金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外の課税長期譲渡所得金額に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一條の二第三項中「前条第一項の場合において、同項の譲渡で」を「個人が、昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの同条第一項の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「該当するものがある」を「該当する」に改め、「規定する確定優良住宅

地等予定地のための譲渡」の下に「（優良住宅地等のための譲渡がある場合には、当該優良住宅地等のための譲渡を含む）」を、「前条第一項」との下に、「同項第一号」とあるのは「前条第一項第一号」とを加える。

第三十一條の三第一項中「昭和五十四年一月一日から昭和五十六年十二月三十一日まで」を「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」に、「昭和四十四年一月一日前に取得したもの（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを含む）」を「その年一月一日において第三十一條第二項に規定する所有期間が十年を超えるもの」に、「昭和五十四年から昭和五十六年まで」を「昭和五十七年から昭和五十九年まで」に改め、「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」とを削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定市街化区域農地等とは、次に掲げる土地又は土地の上に存する権利をいう。

一 特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二十一号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該特定市街化区域農地に対して課される昭和五十七年度以後の各年度分の固定資産税につき地方税法（昭和二十五年法律第二十二号）附則第二十九條の五第一項に規定する長期営農継続農地としての同項の認定を受けたことのない農地

二 特定市街化区域農地で前号に規定する長期営農継続農地としての同号に規定する認定を受けたもののうち、第三十三條の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める事情により当該長期営農継続農地として引き続き保全することができないこととなつた農地

三 前二号に掲げる土地のうち、昭和五十七年一月一日以後に農地法第四條第一項第五号の届出がされ、かつ、当該届出がされた後において引き続き宅地として所有する土地

四 前三号に掲げる土地の上に存する権利

第三十二條第一項中「の譲渡をした場合において、当該譲渡が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等又は建物等（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを除く）の譲渡であるときは、これらの譲渡を」で、その年一月一日において第三十一條第二項に規定する所有期間が十年以下であるもの（その年中に取得をした土地等又は建物等で政令で定めるものを含む）の譲渡をした場合には、当該譲渡」に、「第三十一條第三項第二号」を「第三十一條第四項第二号」に、「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産」を「その年一月一日において租税特別措置法第三十一條第二項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する所有期間が十年以下である資産（その年中に取得をしたものを含む）」に改め、同条第二項中「譲渡で昭和四十四年一月一日以後に取得をした」を「譲渡で、その年一月一日において同項に規定する所有期間が十年以下である」に改め、同条第三項中「第二十八條の四第二項第一号」を「第二十八條の四第三項第一号」に改め、同条第四項中「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

第三十三條第一項各号列記以外の部分中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「製作」の下に「及び建設」を加え、同項第二号中「買取」を「買取」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第五号中「基いて」を「基づいて」に、「基き」を「基づき」に改め、同項第六号中「買取」を「買取」に改め、同項第七号中「基く」を「基づく」に、「の埋立」を「の埋立て」に改める。

第三十三條の三第三項中「第三十三條の六」の下

た場合において当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産を当該個人の居住の用に供しないとき、若しくは供しなかつたとき。

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

(買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十六条の四 第三十六条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた者(前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受け、かつ、第三十六条の二第一項の規定による特例を認められなかった者を除く。)の第三十六条の二第一項に規定する買換資産について、当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。)、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(同項に規定する譲渡資産の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加

算した金額)とする。

一 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

(居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第三十六条の五 個人が、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)、と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で同項に規定する買換資産に該当するもの(以下この条において「交換取得資産」という。)、との交換(第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。))を取得し、又は支払つた場合を含む。又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。))における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。以下この号におい

て同じ。))は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の取得をしたものとみなす。

第三十七条第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「施行地内」を「施行地」に改め、同表の第十四号中「当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む。))をされたもの」を「当該譲渡の日の属する年の一月一日において当該個人の第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるもの」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条までの下に」を「第三十六条の二」を加え、「地上階数四以上」を「地上階数三以上」に改める。

第三十七条の六第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「第三十五条までの下に」を「第三十六条の二、第三十六条の五」を加える。

第三十八条第一項第一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

第四十条の二中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

「第五節 住宅控除」を「第五節 住宅取得控除」に改める。

「第一款 住宅取得控除」を削る。

第四十一条第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に、「次項まで」を「第三項まで」に、「次項において」を「次項及び第三項において」に改め、同条第二項中「五パーセント」を「七パーセント」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、居住者が第一項の新築住宅又は既存住宅の同項の取得につき第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けた場合には、当該居住者の同項に規定する各年分の所得税については、適用しない。

「第二款 住宅貯蓄控除」を削る。

第四十一条の三から第四十一条の七までを次のように改める。

第四十一条の三から第四十一条の七まで 削除

第四十一条の八第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十四の見出しを「(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の表を次のように改める。

第八十五条第三項	
老人控除対象配偶者	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定に該当する控除対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者
老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
第百九十条第二号ハの規定	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項又は第二項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定

第百九十四条第一項第三号	特別障害者	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除の特例)の規定に該当する特別障害者若しくはその他の特別障害者
第百九十四条第二項第五号	老人扶養親族	租税特別措置法第四十一条の十四第二項の規定に該当する老人扶養親族又はその他の老人扶養親族

第四十一条の十四第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

居住者の有する所得税法第二十一条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者又は同項第三十三号に規定する扶養親族が同項第二十九号に規定する特別障害者で、かつ、当該居住者又は当該居住者の配偶者若しくは当該居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、その控除対象配偶者又はその扶養親族に係る同法第八十三条第三項に規定する配偶者控除の額又は同法第八十四条第三項に規定する扶養控除の額は、同法第八十三条第一項又は第八十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する金額に五万円を加算した額とする。

第四十二条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

一 低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備
百分の十八(建設物及びその附属設備については百分の八)

第四十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第四十五条の四第一項各号列記以外の部分中「百分の三十二」の下に「第三号に掲げる漁船に」については、百分の三十二を加え、同項第三号中

「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、「規定する中小漁業構造改善計画」の下に「(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業について計画が定められているものに限る。)」を加え、「及び次項第一号」を削り、「漁船」の下に「(当該法

人が、当該中小漁業構造改善計画に係る認定前に同法第五条第一項に規定する経営規模の拡大若しくは生産行程についての協業化に関する事業(以下この号において「協業化事業等」という。)について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた他の中小漁業協同組合等の構成員(当該協業認定を受けた他の中小漁業協同組合等の構成員が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。又はこれに準ずる者として政令で定めるもの)に該当する場合に、燃料の使用の合理化に著しく資する漁船として政令で定めるもののうち新たな中小漁業構造改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は建造したものに限り、」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのない漁業協同組合等である場合 協業化事業等

ロ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのある漁業協同組合等である場合 協業化事業等及び漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業

第四十五条の四第二項を次のように改める。

2 前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に規定する承認又は認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度(同項第二号に掲げる場合については、昭和五十九年三月三十一日以前に終了する各事業年度に限る。)をいう。

第四十七条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第四十八条第一項中「又は構築物」を「若しくは

構築物」に、「百分の三十二」を「百分の三十」に改め、同項の表の第二号及び第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第五十一条の二第二項中「又は承認(以下この条において「認定等」という。)」を削り、「当該認定等」を「当該認定」に改め、「中小企業近代化促進法第五条第三項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項及び「処理及び」を削り、同項第二号及び第三号を削り同項第四号を同項第二号とし、同条第三項中「同項の認定等」を「同項の認定」に、「当該認定等」を「当該認定」に改め、同条第四項中「認定等」を「認定」に、「添付」を「添付」に改め、同条第五項中「認定等」を「認定」に改める。
第五十二条の四「百分の六十八」を「百分の七十五」に改める。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「規定するたな卸資産」を規定する棚卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるものに、「並びに」及び「及び」に改め、「生産され、又は」を削り、「で、当該顧客」を「当該顧客」に改め、「及び土地」を削り、「この条において「たな卸資産」を」この項において「価格変動の著しい物品」に、「たな卸」を「棚卸」に、「第三号及び第四号」を「第二号及び第三号」に、「有するたな卸資産」を「有する価格変動の著しい物品」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「たな卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(以下この号において「価格変動の著しい物品」という。)」を「価格変動の著しい物品」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「たな卸」を「棚卸」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「たな卸」を「棚卸」に、「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第

二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第五十六條の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十六條の十第一項第一号中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十六年四月一日」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十六年四月一日」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとする。

第五十六條の十の次に次の一条を加える。

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第五十六條の十一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和五十七年七月一日から昭和六十年三月十六日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合
その終了の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合
当該解散の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

4 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を

取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三條第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四條第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「算出した金額」を「算出した金額の五分の二に相当する金額」に、「金額を加算し」を「金額の五分の三に相当する金額を加算し」に改め、「(二)六分の二に相当する金額」を削り、同条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「(一)十の百分の二」を「(一)十の百分の一・六」に、「(二)十の百分の二」を「(二)十の百分の一・六」に、「(三)十の百分の二」を「(三)十の百分の一・六」に、「(四)十の百分の二」を「(四)十の百分の一・六」に改める。

を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「(一)八の百分の八」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の十六とする。を「(一)十六の百分の八」と改め、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行ふ」に、「行ない」を「行ふ」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中、第三号及び第四号を「及び第三号」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第四項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第五項第一号中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改め、「(一)当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと」を削る。

第六十二條第一項各号列記以外の部分中「昭和四十四年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで」に、「交際費等の額が、二百万円」を「交際費等の額が、(一)四百万円」を「当該交際費等の額が四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を超える場合のその超える部分の金額に、(二)三百万円とする。」を「当該交際費等の額が三百万円に、(一)超えるときは、(二)超える場合の(三)以下この項において「限度超過額」という。については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額」を「とする。」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「きよう応」を「供給」に、「もつぱら」を「専ら」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第六十三條第一項第一号中「昭和四十四年一月一日以後」を削り、「施行地内」を「施行地」に改め、「土地等」という。の下に「で、短期所有土地等に該当するもの」を加え、同項第二号及

び第三号中「昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等」を「短期所有土地等」に改め、同項第四号中「土地等」を被合併法人が昭和四十四年一月一日以後に取得をしたものを「被合併法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等」で所有期間（その取得の日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が十年以下であるもの（当該合併の日の属する年において取得をしたものを含む。）に改め、同項第五号中「昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等」を「短期所有土地等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する譲渡利益金額とは、当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいい、同項に規定する短期所有土地等とは、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地の譲渡等をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が十年以下であるもの（当該土地の譲渡等をした日の属する年において取得をしたものを含む。）をいう。

第六十三条第四項中「第六十五条の七から第六十五条の十まで若しくは第六十六条の三」を「若しくは第六十五条の七から第六十五条の十まで」に改め、同条第五項中「沖繩県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例」を削る。

第六十四条第一項各号列記以外の部分中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「買取」を「買取り」に、「買入」を「買入れ」に改め、「製作」の下に「及び建設」を加え、「こえた」を「超える」に、「こえる」を「超える」に、「以下次条第三項」を「次条第三項」に、「以下次条に」を「次条に」に改め、「当該代替資産のうちその償却額が各事業

年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの以外のものであるものは、当該金額をその」を削り、同項第二号中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第三号中「買取」を「買取り」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第四号及び第五号中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第六号中「買取」を「買取り」に改め、同項第七号中「基づく」を「基づく」に、「の埋立」を「の埋立て」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改める。

第六十五条の七第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「この条及び次条」を「次条まで」に改め、「当該買換資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの以外のものであるものは、その」を削り、同項の表の第一号及び第十二号中「施行地内」を「施行地」に改め、同表の第十四号中「昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む）」を「取得（建設を含む。以下この号において同じ）」をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が十年を超える」に改める。

第三章第七節を削り、同章第六節第四款中第六十五条の十の次に次の三条を加える。

第六十六条から第六十六条の三まで 削除
第三章中第七節の二を第七節とし、第七節の三を第七節の二とする。

第六十七条の四第二項中「当該固定資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの以外のものであるものは、その」を削る。
第六十八条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第七十四条の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十六条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「第六十一条若しくは第八十条第三項」を「第三十六条若しくは第六十一条」に、「千分の一」を「千分の二」に、「千分の三」を「千分の六」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第一項に規定する農業振興地域整備計画において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域」を「第六条第一項に規定する農業振興地域」に改める。
第七十七条の五第一項中「十二年」を「十四年」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。
第七十七条の六中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第七十八条を削り、第七十七条の七を第七十八条とする。

2 昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とする。

第七十七条を削り、第七十六条の二を第七十七条とする。
第七十七条の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第七十七条の四の見出し中「農用地区域」を「農用地区域等」に改め、同条第二号中「第八条

第七十九条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第八十一条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の十二」を「千分の十六」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。
第八十二条中「電源開発株式会社又は沖縄電力株式会社」を「次の表の各号の上欄に掲げる者」に、「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「次に掲げる」を「当該各号の中欄に掲げる」に、「次の各号の」を「当該事項に係る」に、「当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号」を「当該各号の下欄」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

一 電源開発株式会社		所有権の保存	千分の三
地上権又は賃借権の設定（これらの権利の移転を含む。）	次号において同じ。	千分の十二	
	所有権の移転	千分の二十	
二 沖縄電力株式会社		所有権の保存	千分の二
地上権又は賃借権の設定		千分の八	
所有権の移転		千分の十六	

第九十条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三項第六項、第三項の三第一項、第八項の三第一項及び第八項の四第六項の改正規定、第二十四条の改正規定（昭和五十七年三月三十一日）を「昭和六十二年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに第四十一条第二項の改正規定並びに附則第三項、第八項及び第十一条の規定 昭和五十八年一月一日
- 二 第四項の二の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四項及び第二十二條の規定 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）の施行の日

- 三 第十三条の二第一項及び第四十五條の四第一項の改正規定（百分の三十二の下に「（第三号に掲げる漁船については、百分の三十二）を加える部分及び「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第五項第四項及び第十四条第四項の規定 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）の施行の日

- 四 附則第二十四條の規定 昭和五十八年四月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十七年分以後の所得税について適用し、昭和五十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得及び配当所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受ける無記名公社債の

利子等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条第二項に規定する利子、利益の配当又は収益の分配をいう。）に係る新法第三条第六項新法第八條の二第六項において準用する場合を含む。）、第三條の三、第八條の三及び第八條の四第六項の規定の適用については、新法第三條第六項中「所得税法第二百二十四条第二項及び第三項並びに第二百二十五条」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この項、第三條の三第一項、第八條の三第一項及び第八條の四第六項において「昭和五十五年改正法」という。）附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（第三條の三第一項、第八條の三第一項及び第八條の四第六項において「旧法」という。）第二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」と、新法第三條の三第一項及び第八條の三第一項中「所得税法第二百二十四条第二項」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四条」と、同法とあるのは「所得税法」と、新法第八條の四第六項中「所得税法第二百二十四条第二項及び第三項並びに第二百二十五条」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」とする。

（勤労者財産形成貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）
第四条 新法第四條の二及び第四條の三の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に締結する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六條第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条において「預入等」という。）をする新法第四條の二第一項に規定する財産形成貯蓄又は新法第四條の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用す

る。項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

- 2 新法第四條の二第二項に規定する勤労者が、附則第一条第二号に定める日以前に預入等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四條の二第二項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条の要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合においては、当該財産形成貯蓄については、当該勤労者が同日において新法第四條の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

- 3 附則第一条第二号に定める日において旧財産形成貯蓄を有する者が、同日から同日以後二年を経過する日までの間に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第二条第三項に定めるところにより、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四條の二第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約を新法第四條の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に変更する場合には、当該変更をする日における新法第四條の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同条の要件を満たすものは、同日において新法第四條の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく財産形成年金貯蓄として預入等をするものとして、同条の規定を適用する。

- 4 前三項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄及び前項の変更に係る新法第四條の二及び第四條の三の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新法第十一條第一項の表の第一号から第六号までの規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 2 新法第十三條の二の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

- 3 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定（以下この項において「旧認定」という。）を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を経過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあった日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年の十二月三十一日において有する漁船に係る償却費の額の計算については、なお従前の例による。

- 4 新法第十四條第二項の規定は、個人が施行日

- 5 新法第十四條第二項の規定は、個人が施行日

以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

6 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

7 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、個人が施行日前に旧法第十六条の二第一項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

8 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)
第六条 旧法第十九条第一項の規定により個人が昭和五十六年において積み立てた同項の価格変動準備金の金額の昭和五十七年分の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)
第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第二十一条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

(個人の開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置)
第八条 新法第二十四条の規定は、昭和五十八年

分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の沖縄県の区域内にある土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)
第九条 個人が、昭和五十七年中に、昭和四十七年四月一日前に取得した沖縄県の区域内にある新法第二十八条の四第一項に規定する土地等の同項に規定する譲渡をした場合における同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
第十条 昭和五十七年分の所得税に係る新法第三十六条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、同条第一項中「当該譲渡の日の属する年の前年一月一日」とあるのは、「当該譲渡の日の属する年の一月一日」とする。

(住宅取得控除に関する経過措置)
第十一条 新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第二項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十八年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 居住者が、昭和五十六年分又は昭和五十七年分の所得税について旧法第四十一条第一項又は第四十一条の二第二項の規定の適用を受けた場合におけるその者の昭和五十八年分又は昭和五十九年分の所得税に係る新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第二項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「七パーセント」とあるのは「五パーセント」と、「五万円」

とあるのは「三万円」とする。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)
第十二条 居住者が、施行日前に締結した旧法第四十一条の三第一項に規定する財形住宅貯蓄契約及び同条第二項に規定する旧住宅貯蓄契約に基づいて、昭和五十七年中に旧法第四十一条の四第一項に規定する積立て等をした場合におけるその者の同年分の所得税については、旧法第四十一条の四、第四十一条の五及び第四十一条の七の規定の例による。

2 昭和五十七年中に、旧法第四十一条の三第三項に規定する住宅貯蓄契約又はその履行につき、旧法第四十一条の六第一項に規定する事実が生じた場合における所得税の徴収については、同条の規定の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)
第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)
第十四条 新法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

る。

3 新法第四十五条の四の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船について適用し、施行日前に旧法第四十五条の四第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定(以下この項において「旧認定」という)を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を経過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において有する漁船に係る償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をしてその事業の用に供する同項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する施設建築物をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定備蓄施設等について適

用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十六条の二第二項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が旧法第五十六条の二第二項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

8 新法第五十一条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、法人が施行日前に旧法第五十一条の二第二項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

9 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十五条 旧法第五十三条第一項の規定により法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において積み立てられた同項の価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

2 新法第五十六条の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

に関する経過措置)

第十六条 新法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十七条 新法第六十三条(同条第四項を除く。)の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が昭和五十七年中に行う沖縄県の区域内にある新法第六十三条第一項第一号に規定する土地等に係る同項に規定する土地の譲渡等に対する同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

3 新法第六十四条及び第六十五条の七(同条第一項の表の第十四号を除く。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五条の七第一項の表の第十四号の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(現物出資の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八条 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る固定資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の三第二項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する認定を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受け、当該承認に係る固定資産を現物出資する場合には、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号。次号において「昭和五十七年改正法」という。)附則第十八条第三項に規定する政令で定めるものに限る。)」と、「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「同法第五十二条の二十一第一項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十二条の二十一第一項」として、同条の規定の例による。

4 旧法第六十六条の三第二項に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合には、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「中小企業者」とあるのは「中小企業者(昭和五十七年改正法に定めるものに限る。)」と、「同法第五十二条の二十一第一項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十二条の二十一第一項」として、同条の規定の例による。

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第二十一条第一項各号に掲げる者が施行日から昭和六十二年三月三十一日まで間に当該各号に規定する承認を受けて当該承認に係る固定資産を現物出資する場合(これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。)における法人税については、旧法第六十六条の三

の規定は、なおその効力を有する。

6 前三項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第四項中「若しくは第六十五条の七から第六十五条の十まで」とあるのは、「第六十五条の七から第六十五条の十まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十八条第三項から第五項まで」とする。

(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第六十七条の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十条 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六条第三項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第七十七条に規定する交換により取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得する同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の四第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得した同号に規

定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の五第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八條に規定する農林漁業者又は団体に対する同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三の規定は、施行日以後に

同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八條の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の十二
二 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号。次号において「昭和五十二年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行の日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の九
三 新法第七十八條の三第三項に規定する事業協同組合等が昭和五十二年改正法の施行の日前に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の六
四 新法第七十八條の三第三項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の日前に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の九

五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地

8 新法第八十一條第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一條に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十二條の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条の表の各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二條に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四条に七項を加える改正規定中「発行される国債」を「国債」に改め、「同日までに」を削る。

附則第二十一条第四項中「適用がある場合」の下に「（昭和五十七年四月一日前に同項に規定する中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第三項の規定の適用がある場合（昭和五十七年四月一日以後に同項に規定する中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合に限る。）

施行日から昭和五十八年三月三十一日までの期間

千分の十二

（簡易生命保険法の一部改正）
第二十二條 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十八條中「第四条の二第六項」を「第四条の二第七項」に改める。

（農地法施行法の一部改正）
第二十三條 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
第二十四條 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第五条の二十一を次のように改める。

（中小企業近代化促進法の一部改正）
第二十五條 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

（国有農地等の売払に關する特別措置法の一部改正）
第九条第三項を削る。

第二十六条 国有農地等の売払に關する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「当該土地等の譲渡による譲渡所得は、租税特別措置法第三十二条第一項の規定に該当する」を「当該土地等は、農地法第八十条第二項の規定により売払を受けたる日に取得された」に改める。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第二十七条 沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十六条の三及び第八十一条」を「第八十一条及び租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第号）附則第十八条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十六条の三」に改める。

（漁業再建整備特別措置法の一部改正）
第二十八条 漁業再建整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「法人税又は」を削る。

理由

最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、特定設備等の特別償却率の引下げ、価格変動準備金の対象範囲の縮小等の既存の特別措置の整理合理化及び交際費課税の強化を行うほか、土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を所有期間（十年）に改め、長期譲渡所得に対する課税を軽減し、居住用財産の買換えの場合等の課税の特例を新設する等土地税制についての改善を図るとともに、住宅取得控除の額を引き上げ、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を設け、あわせて中小企業者の貸倒引当金の特例制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第三号中正誤

ペジ	段行	誤	正
四一	（大体）八%	大体一八%	
六二	末六 自動	自動	
七二	三 費用	資料	
九三	六 災害、補償法	災害補償法	
三四	五 農業共済	農協共済	

昭和五十七年三月三日印刷

昭和五十七年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局